平成29年度行政事業レビューに係る行動計画

平成29年4月14日公正取引委員会

平成29年度の公正取引委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月2日行政改革推進会議策定)等によるほか、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により実施するものとする。

第1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を設置し、チーム が責任を持って行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は、以下のとおりとする。

総 括 責 任 者:官房総括審議官

副総括責任者:官房総務課長

メンバー:官房総務課会計室長,官房総務課監査官,官房人事課長,

経済取引局総務課長, 経済取引局取引部取引企画課長,

審杳局管理企画課長

事 務 局:官房総務課,官房総務課会計室

(2) チームの取組

チームは、以下の取組を行う。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート(以下「レビューシート」 という。)の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果 の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検(以下「公開プロセス」という。) の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ 前記①から③を踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー)及び点検 結果(所見)の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 優良な事業改善の取組の積極的な評価

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合(以下「外部有識者会合」という。)を設置し、外部の視点を活用したレビューを実施する。

第2 取組の進め方

- 1 レビューシートの作成及び中間公表
 - (1) 事業単位の整理

平成28年度に実施した事業について、点検の対象となる事業の単位(以下「事業単位」という。)を整理する(人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。)。

- (2) レビューシートの作成等 レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとに作成する。
- (3) 事業所管部局による点検等

事業所管部局は、レビュー対象事業について、予算の支出先、使途、成果、・活動実績等を踏まえ、厳正な点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

また、官房総務課会計室長は、事業所管部局が作成したレビューシートの 内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているか確認し、 指導する。

(4) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次の期日までに公正取引 委員会のホームページ(以下「ホームページ」という。)において中間公表 する。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則として公開プロセス開始日の10 日前

イ その他の事業は、遅くとも7月上旬

2 外部有識者による点検

- (1) チームは、外部有識者に点検を求める事業を選定した後、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。
- (2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、 外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部 有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (3) チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (4) 外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公

表する。

- (5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。
- (6) 政策評価の取組との連携を図るため、政策評価委員会との合同開催とする。
- (7) 外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が公正取引委員会委員長に対して、直接に講評を行う機会を設ける。

3 公開プロセス

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、事業の規模が大きいものなどのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるものを公開プロセスの候補事業とし、外部有識者の理解を得て対象事業を選定する。
- (2) 公開プロセスを実施する場合は、平成29年6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局の定めに従う。

4 チームによる点検(サマーレビュー)及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検 (サマーレビュー)

チームは、全ての事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(2) 概算要求等への反映

事業所管部局は、チームの所見を平成30年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室長は、事業所管部局がチームの所見を概算要求に適切に反映させているか確認し、指導する。

また、事業所管部局は、その反映状況等について、レビューシートに分かりやすく記述する。

5 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、平成30年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、平成30年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。

(2) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表する。

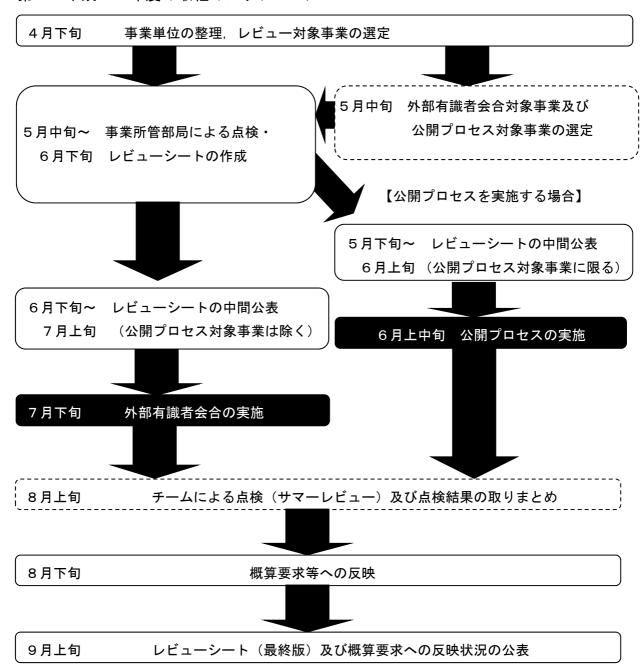
6 その他レビューの実効性向上のための取組

(1) 優良な事業改善の取組の積極的な評価 チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取 組を優良事業改善事例として積極的に評価し、普及させる。

(2) 人事評価への反映

チームは、優良事業改善事例をはじめ、レビューの取組を通じ、厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った職員の人事評価に反映されるよう取り組む。

第3 平成29年度の取組のスケジュール



平成 25 年 8 月 6 日 行政改革推進会議 平成26年8月8日一部改正 平成27年3月31日一部改正

平成 27 年 5 月 20 日 行政改革推進本部事務局 平成 29 年 5 月 11 日一部改正

行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点

行政事業レビューにおける事業の点検・見直しは、レビューシートに示された「国費投入の必要性」、「事業の効率性」、「事業の有効性」等の観点を踏まえて行うこととされている。各府省においては、これらの観点にしたがって事業所管部局が全ての事業の執行実態等の点検を行うとともに、一部の事業については外部有識者による点検を行った上で、行政事業レビュー推進チームによる全事業についての厳正な点検である「サマーレビュー」を行うこととなっている。

これら一連の各府省による事業の点検・見直しがより効果的かつ的確に実施されるよう、また、過去の指摘や見直しの事例が適切に蓄積され引き継がれるよう、行政改革推進会議の取りまとめ(平成27年3月31日)に基づき、行政改革推進本部事務局において公開プロセス、秋のレビュー等から導き出された事業の点検・見直しの具体的な視点や方策を「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点(以下「視点」という)」として整理した。

将来世代への財政負担の先送りが続いている我が国の財政状況を健全化していくためには、限られた財源を有効に活用することが求められている。各府省においてはこの「視点」を踏まえた事業の不断の見直しを進め、その結果を予算等に的確に反映させる必要がある。

これに加えて、各府省における事業改善の取組に着目し、グッドプラクティスとして共有する観点から、過去に行政改革推進会議に報告された優良事業改善事例も参考として整理している。これらの事例を参考とし、既存の事業を単に継続するのではなく、常に新たな観点から事業の改善に積極的に取り組んでいくことが、各府省には求められている。

なお、「視点」は、今後の公開プロセス、秋のレビュー等の行政事業レビューの取組を踏まえて更に充実させていくこととする。

【本資料の見方】

事業の点検・見直しの視点

1 国費投入の必要性

レビューシートに示されている 事業の点検項目

- (1) 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。
 - □ 事業の目的が十分に具体的かつ明確になっているか。
 - □ 広く国民のニーズがあるか。
 - 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 誰のニーズに応える事業なのか。一部の関係者のニーズを国民のニーズとしていないか。

.

.

当該点検項目に関する、事業の点検に当たってのより具体的・詳細な視点

- 情報手段が非常に多様化している中で、紙媒体による広報への国民のニーズを分析することが必要である。それを踏まえて、各メディア、各広報手段の位置付けの再検討が必要であり、また、それぞれの場合において、的確な効果測定がなされるように大幅な見直しが必要である。(H28公開プロセス:出版諸費(内閣府))
- \cap

当該点検項目及び視点に関連する、公開プロセス等における「取りまとめコメント」及び「外部有識者のコメント」の主な事例

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。

その他、平成 25 年公開プロセス以降の過去の外部有識者からの主な指摘の事例 へのリンク

事業の点検・見直しの視点

目次

1	玉]費投入の必要性	. 4
	(1)	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	. 4
			. 5
	(2)	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	
	(3)	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優	先
	度の)高い事業か。	. 6
2	. 事	§業の効率性	. 7
	(1)	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	. 7
	(2)	受益者との負担関係は妥当であるか。	. 8
	(3)	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	. 9
	(4)	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	10
	(5)	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。.	11
	(6)	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。	12
	(7)	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。	13
	(8)	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	14
3	事	§業の有効性	15
	(1)	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	15
	(2)	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較	し
	てよ	:り効果的に又は低コストで実施できているか。	16
	(3)	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	17
	(4)	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	18
4	. そ	-の他	19
	関連	望する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図	ら
	れて		19
各	府省	の自主的な事業改善の取組の例	20

1 国費投入の必要性

- (1) 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。
 - □ 事業の目的が十分に具体的かつ明確になっているか。
 - □ 広く国民のニーズがあるか。
 - 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 誰のニーズに応える事業なのか。一部の関係者のニーズを国民のニーズと していないか。
 - 事業目的が既に達成されているにも関わらず事業が継続されていないか。
 - 事業開始後の社会情勢の変化によりニーズが失われていないか。
 - 情報手段が非常に多様化している中で、紙媒体による広報への国民のニーズを 分析することが必要である。それを踏まえて、各メディア、各広報手段の位置付 けの再検討が必要であり、また、それぞれの場合において、的確な効果測定がな されるように大幅な見直しが必要である。(H28公開プロセス:出版諸費(内閣 府))
 - 〇 観光庁及び日本政府観光局(JNTO)においては、被災地の観光に係る現状を しっかりと把握・分析・評価し、外国人観光客の視点も十分に踏まえた上で、より 効果的に事業を実施していく必要がある。(H28 秋のレビュー:被災地の観光促進)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。

- (2) 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。
 - □ 地方の独自性や主体性が発揮されるべき取組について必要以上に国の関与がなされていないか。
 - ・ 地方公共団体において同様の制度(補助、融資、利子補給など)を有している場合、当該制度との調整ができているか。
 - □ 個人や民間で同様の取組が期待できるのではないか。
 - ・ 民間寄附を期待できる、補助等がなくても採算がとれるなどして、国費を 投入しなくても民間ベースで事業活動が行われる可能性はないか。
 - ・ 独立行政法人に委託等をしている事業で、独立行政法人の本来業務として 運営費交付金で対応すべきものはないか。
 - □ 実用化段階や普及段階に移行するなど、民間等が主体的に行うべき 段階に移行しているにもかかわらず、必要以上に国の関与が継続さ れていないか。
 - □ 大胆かつ柔軟な民間の活用により、社会課題の解決が図れないか。
 - **観光については、民間ベースで整備可能な部分が大きく、官の関わり方について十分検討すべき。**(H28公開プロセス:観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 (総務省))
 - 民間事業者が上下水道の PFI 事業に参入するために、メリットやリスクを把握できるよう、自治体において、上下水道で財務や経営に関する「見える化」を進めるべきである。(H28 秋のレビュー: PFI (実例に即して))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。

- (3) 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。
 - □ 事業は、政策目的(上位の政策・施策における目的や目標)を達成 するために必要かつ適切なものとなっているか。
 - 効果が見込めないような事業の内容や実施方法となっていないか。
 - ・ 政策目的を達成するための手段として、補助金等を交付することが、規制 的措置の導入に比して適切か。
 - ・ 本来の政策目的に照らしてもなお、補助等によりモラルハザードを招いたり、不当に競争を阻害したり、市場の価格形成を歪めるおそれはないか。
 - □ 同様の政策目的の達成手段として位置付けられている他の事業に比して緊要性・優先度が高いものとなっているか。
 - □ 事業の実施に当たって、政策の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。
 - ・ 政策目的の達成に向けて、事業の全体像と工程表が明確になっているか。 また、終期設定や出口戦略は明確になっているか。成果の見通しが合理的な ものとなっているか。
 - 見直し案にある健康手帳の存在の周知、健康教育・健康相談の土日開催・出前開催、訪問指導対象者の満足度調査などに加え、健康増進という本来の事業目的に立ち返って実施方法を検討すべきである。(H28公開プロセス:健康増進事業(健康相談等)(厚生労働省))
 - 〇 食品安全管理規格(HACCP)については、輸出の拡大にとって重要であるため、世界市場動向及び国内現場の具体的な状況を分析し、義務化を前提にして戦略的なロードマップの整備を検討すべきである。(H28秋のレビュー:強い農業②(輸出振興))

<u>政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の</u> 高い事業か。

2 事業の効率性

(1)	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。
	随意契約の理由は、真に随意契約によらなければならない合理性ある
	ものであるか。 随意契約から競争入札へ移行可能な部分を切り出すことはできない
	か。 競争入札であっても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性
	が確保されていない状況になっていないか。
•	事業の支出先が特定の対象者に偏るなど、公平性や公正性を欠いていないか。
•	仕様等の内容が既存の契約業者や特定の事業者に有利なものとなっ
	ていないか。
	競争性を高めるため、仕様等の要件を緩和することはできないのか。 一者応札となっている要因を的確に分析して改善策を講じているか。
	入札参加者を発掘する努力を行っているか。

- 事業自体が特殊であることに加えて中国国内で行われているという点でも非常に特異な事業であるが、少なくとも現時点で日本企業が受注している部分については、市場での競争性を通じて効率性が追求できるように手立てを講じる必要がある。(H28 公開プロセス:遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(内閣府))
- 複数の者が入札に参加できる環境整備として、過去に実施した入札における入 札不参加業者からの意見を反映した調達手続の見直しなど、一者応札の改善に向 け具体的な取組を実施するとともに、コストの妥当性、透明性の確保にも努める こと。(H28 公開プロセス:府省共通国有財産総合情報管理システム(財務省))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。

- (2) 受益者との負担関係は妥当であるか。
 - □ 適切な受益者負担がなされているか。国の負担が公益性の範囲内となっているか。
 - ・ 当初予定していた受益者と実際の受益者に相違はないか。
 - ・ 事業の効果や成果を受益する者からの負担は適切か(例:事業の効果がその受講者に帰属する人材育成事業、事業の成果が事業実施主体に帰属する調査・実証事業など)。
 - ・ 施設・設備の整備等における、当該施設・設備の利用者や整備等の主体である地方自治体等の費用負担は適切か。
 - 本事業の目的である建設労働者の雇用の安定や労働条件の改善の観点から、 建設業を取り巻く環境変化や建設業界のニーズも踏まえ、若年者等の確保や生 産性向上に資するメニューへの重点化を図るほか、本助成金利用後の同一企業 内及び建設業界内の定着状況や賃金体系などの整備状況、本助成金による技能 習得者数についてもサンプル調査などの手法も含めて把握し、建設業全体の動 向との比較も行いつつ本事業の指標に取り入れ、本助成金がより実効ある内容 となるよう検討することが必要。(H28公開プロセス:建設労働者確保育成助 成金(厚生労働省))
 - 介護納付金については、「社会保障改革プログラム法」や「経済・財政再生計画 改革工程表」において、総報酬割の導入に関する指摘がなされていることも 踏まえ、負担能力に応じて公平に負担を分かち合う観点から検討すべきである。 (H28 秋のレビュー:社会保障(介護納付金))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら受益者との負担関係は妥当であるか。

(3)	単位当たりコスト等の水準は妥当か。
	コ 単位当たりコストとして、成果実績や活動実績1単位を生み出すた&
	にどれだけの費用が必要とされたかといった数値がレビューシート
	に記載されているか。
	・単に予算額が記載されていないか。
	事業目的に照らして適切な単位当たりコストとなっているか。
	事業効果に比して事務コストが過大となっていないか。
Г	¬ 費田対効里や費田価益比 (R/C) たどの検討け十分に行われているか。

- 本件の参観経費についてはまだ過渡期ではあるが、従来の限定した公開時の対応や契約形態等にとらわれることなく、通年公開によって増えるコストの抑制について、参観料のレベルも含めて検討していく必要がある。(H28公開プロセス:赤坂・京都迎賓館参観経費(内閣府))
- 旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである。(H28 秋のレビュー:フルコスト分析(旅券関連業務))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら単位当たりコスト等の水準は妥当か。

- (4) 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。
 - □ 補助金の交付等において不必要に団体等を経由していないか。中間段階の団体等の人件費や賃借料等の間接経費に過大な支出がされていないか。直接の補助に切り替えることはできないか。
 - 本事業は、結果として採択件数が1件となっているため、執行団体を経由する 間接補助事業の実施体制は国からの直接執行に見直すべき。(H28公開プロセ ス:石油コンビナート事業再編・強じん化等推進事業(経済産業省))
 - 無償資金協力については、真に必要な予算額に絞るとともに、JICA(独立 行政法人国際協力機構)や国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や役割分担 を明確に整理することで、国民に対して判断材料をより積極的に提供すべきであ る。(H28 秋のレビュー:国際協力①(無償資金協力))

資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。

- (5) 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。
 - □ 支出は事業目的に即して適切なものとなっているか。支出対象の選定 基準は適切か。
 - ・ 地方公共団体やNPO、公益法人等に補助金等の交付を丸投げすることにより、事業目的や政策意図に即した資金配分が阻害されていないか。
 - ・ 失敗した事例を含む過去の案件の検証結果が選定基準に反映されているか。
 - □ 補助等の対象は、優先順位を明らかにし、事業効果が十分に見込まれるものや普及が進んでいないものなど適切な範囲に重点化されているか。
 - ・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、支援終了後の継続可能性が乏しいもの、他地域等への普及が見込めないもの、実質的にバラマキ的な補助事業と化しているものとなっていないか。
 - 広報・普及啓発事業について、その対象を明確化するとともに、より効果の高い、コストのかからない媒体、手段が選択されているか。
 - □ 施設・設備の整備、人員配置、立地条件等が事業の内容等に照らして 過大・不適切となっていないか。整備・配備基準が明確化され、緊急 性のある、投資効果の高いものに絞り込まれているか。
 - 〇 技術開発や研究成果の検証を徹底し、対象事業の絞り込みや重点的な目標の設定等メリハリをつけた取組みが必要。(H28 公開プロセス:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費交付金に必要な経費(文部科学省)(復興庁))
 - ベンチャーの人材育成については、起業に失敗した人が再チャレンジできることが 重要であり、また、ベンチャー支援を行う場合には、長期的な視点に立って、真に効 果的な施策に重点化すべきである。(H28 秋のレビュー:成長戦略の推進②(ベンチャー支援))

費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。

- (6) 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。
 - □ 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不 用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額の 見直しは図られているか。
 - □ 年度末執行など、予算消化のための執行が行われていないか。
 - 平成32年度の事業終了を見据え、復興交付金の未執行残額の実態を踏まえ、例 えば進捗率の低い市町村への国の関わりを強化するなど、円滑な執行を促進する ことが必要。また、使途見込みの無い額については返還を促すなど、残額の縮小 に向けた取組を進めることが必要。(H28公開プロセス:東日本大震災復興交付金 (復興庁))
 - 両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画を厳しく再精査し、基金への積み増しは必要最低限とし、余剰 資金は国庫返納すべきである。(H28 秋のレビュー:基金に関する事業)

不用率が大きい場合、その理由は妥当か。

- (7) 繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。
 - □ 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。執行実績を踏ま えた事業内容の改善や見込みの見直しは図られているか。
 - ・ 事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わら ない場合にも引き続いて実施する必要があるものか。
 - 繰越が発生する要因の分析は図られているか。
 - □ 年度末執行など、予算消化のための執行が行われていないか。
 - **事業の改善の手法や見直しの方向性** ・繰り越しの解消。(H28公開プロセス: 水産基盤整備事業(農林水産省))
 - 繰越の要因分析をするとともに、縮減に努める。(H28 公開プロセス:自衛隊施設 整備(防衛省))

(7) 繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。

(8) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。

- □ 市場価格や民間でのコスト等の調査、技術評価、外部有識者の知見の 活用など、調達価格等の適正化に向けた取組が行われているか。
 - 物価や市場の実勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。
 - ・ 人件費等の単価が業務の内容や本人の能力等に応じた適切な水準となっているか。
 - ・ 契約の単位・時期の一括化・集中化、契約期間の長期化等によるコスト削減が図られているか。市場価格の動向を注視し、可能な限り有利なタイミングあるいは価格での購入が図られているか。
 - ・ 随意契約としている場合、価格交渉を行うなどコスト削減に向けた工夫 は行っているか。
 - ・ 第三者を入れたコスト検証、補助事業者に対するノウハウの提供などにより、コスト削減の取組が行われているか。
- □ 国の行政の透明化を高め、国民への説明責任を果たす観点から、コスト ト削減効果などの事業に関する情報が十分に公開されているか。
 - 国内にかかわらず、幅広く関連業者の応札参加を積極的に働きかける等の入札 方法の改善など、競争性の確保に努めるとともに、随意契約における価格交渉を 行ったり、再委託率が高い業者とは国と直接契約するなど、コスト削減や効率化 に向けた更なる検証・工夫をすべき。 (H28公開プロセス:原子力施設耐震・耐 津波安全設計審査規制研究事業(原子力規制委員会))
 - 旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー制度 等を活用して、行政コストの削減を図るべきである。(H28 秋のレビュー:フルコ スト分析(旅券関連業務))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちらその他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。

3 事業の有効性

- (1) 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。
- □ 事業目的に照らしてふさわしい成果目標や指標が、政策・施策等の目的 と整合的な形で具体的・定量的に設定されているか。
- ・ 事業目的の達成度を測るにふさわしい成果目標が設定されているか
- ・ 成果目標は事業実施との関連性(実施から成果の発現に至る過程)を考慮して 設定されているか。
- 成果目標は成果実績の把握可能性を考慮して設定されているか。
- 定量的な成果指標を設定することができない場合はその十分な理由があるか。
- ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、事業の妥当性を検証するための代替指標・目標が設定されているか。
- ・ 成果指標は、国費投入の成果が社会に還元されていることを分かりやすく示す ことのできるものとなっているか。
- □ 事業が妥当かどうかを判定するための検証がなされているか。
- 成果実績は適切に把握されているか。
- 目標が達成できているか、期待される十分な効果を発揮しているか。
- ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、代替指標により事業の妥当性の検 証が行われているか。
- ・ 成果実績の検証を外部機関に委ねる場合、その主体・体制・方法は妥当か。
- □ これまでの事業実施の検証結果が事業内容の改善等に十分反映されているか。
- □ データを活用することで、科学的な事業立案や国民への事業成果の明 瞭な説明が行われているか。
 - 国自身が定量的な目標を設定していないこと、また、各自治体の個々のアイデアについても効果の分析が必要であることなど、全体に効果の測定が不十分と指摘せざるを得ない。また、継続的な効果発揮のためには、地域の体制整備や人材育成にも目を向ける必要がある。(H28公開プロセス:地域少子化対策強化事業(内閣府))
 - 全ての国民に関係する社会保障分野の改革については、国民の理解を得るためにも、信頼できるデータ分析に基づく建設的な議論を行うことが必要である。医療分野においては、既にNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)を活用した分析が徐々に進みつつあり、介護分野においてもデータの整備・分析を一層進めて、医療分野のデータとの連携を含め、データを有効活用した改革に取り組んでいくべきである。 (H28 秋のレビュー:社会保障(介護納付金))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。

- (2) 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。
 - □ コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すことや、同じ予算でより多くの成果を引き出すことができないか。
 - 外部委託の活用によりコストを縮減できないか。
 - 既存のストックの有効活用がされているか。
 - 他の支援メニューとの統合や一体的な実施ができないか。
 - 民間からの寄付等をつのることができないか。
 - ・ 諸外国、民間、地方公共団体等における事業実施の方法等に関し、より少ないコストで同様の効果が得られているものがある場合、その方法を用いることはできないか。
 - ・ 他の類似の助成制度と補助率や支援対象などの面でバランスを欠いていないか。
 - □ 点検の充実・強化等により安全や機能性を確保することで、施設や 機器等の活用期間を長期化できないか。
 - JSCありきではなく、民間実施の可能性について、同一条件で比較・検討を行 うべき(H28公開プロセス:災害共済給付事業(文部科学省))
 - とりわけ、機能訓練は、今の形では存続せず、他の類似事業に委ねることを含めて抜本的に見直す必要があり、健康手帳は、電子化を含め内容や周知の方法を大きく見直すことを検討する必要がある。(H28 公開プロセス:健康増進事業(健康相談等)(厚生労働省))

<u>事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより</u> 効果的に又は低コストで実施できているか。

- (3) 活動実績は見込みに見合ったものであるか。
 - □ 活動指標として、各事業における事業の箇所数、件数、人数等の事業 の活動内容について定量的に説明できる指標が設定されているか。
 - 活動実績として単に予算額がレビューシートに記載されていないか。
 - □ 活動実績が十分に把握されているか。事業の執行実績、利用実績等が 低調に推移していないか。
 - ・ 事業実施の背景にある課題や、事業の進捗・事業への参加を阻害する要因 が十分に分析されているか。
 - □ 毎年ニーズを適切に把握し、必要な活動見込みが立てられているか。
- 27年度執行実績を踏まえ、執行額の太宗を占める技能向上支援助成について企業規模や対象者の年齢などを加味して助成内容をよりきめ細かく設定し直すことで予算額の抑制を図るなど、本助成金全体として予算規模の適正化を図ることが必要。(H28公開プロセス:建設労働者確保育成助成金(厚生労働省))
- 両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが 適切に精査されているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について 国庫返納をすべきである。(H28 秋のレビュー:基金に関する事業)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら活動実績は見込みに見合ったものであるか。

- (4) 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。
 □ 整備された個々の施設・設備の現況など事業の成果物の活用状況について適切に把握しているか。
 □ 施設・設備や事業の成果物が未使用又は使用実績が著しく低いといった状況になっていないか。また、その原因を分析し、必要な対応がなされているか。
 □ 事業から得られた成果物の全国への普及が図られているか。
 □ 施設・設備の整備及び維持管理について、現況や保守費用等も踏まえた上で、優先順位や採択基準を明確にして、計画的・効率的に整備、改修等が進められているか。
 - ねんきん定期便に要する費用を合理化するため、ねんきんネットの普及をさらに 戦略的に推進するとともに、作成・発送準備の作業や調達方法を精査する必要があ る。(H28 公開プロセス:ねんきん定期便(厚生労働省))
 - **当該事業で整備されたデータを今後アップデートしていく際に、方針を明確にすべき。**(H28 公開プロセス:風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(環境省))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。

4 その他

関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

- □ 既存、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で関連事業が実施されていることが把握できているか。関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉えているか。
- □ 関連事業を所管する部局間・府省間で役割分担が適切になされているか。重複排除の徹底や、より効果的・効率的な事業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確化など、十分な調整・連携が図られているか。
- □ 各部局が垣根を越え協働することにより、課題解決力を強化できないか。
 - 〇 自治体や民間等、関係者の役割分担を整理した上で、地下街における安全性確保 の取り組みを強力に促す仕組みについて検討すべき。(H28 公開プロセス:地下街防 災推進事業(国土交通省))
 - 経済産業省と環境省の事業の重複を排除するとともに、これまでの事業の成果を 踏まえた支援メニューの再考と重点化、さらには窓口を一本化するなど効率的な事 業実施体制の確保に取り組むべきである。(H28 秋のレビュー:国際協力②(二国間 クレジット))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

<u>関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図ら</u>れているか。

各府省の自主的な事業改善の取組の例

〇二一ズの変化を踏まえた事業の見直しにより事業の改善につなげた例

・事業期間が10年間程度と比較的長いため、ステージゲート方式**を採用しているが、ステージ毎に、ニーズや情勢の変化を踏まえて適切に事業内容を見直す方策が課題。

※ステージゲート方式:プロジェクト全体を複数のステージに分け、次のステージに移行するときに評価を実施し、 プロジェクトを見直していく方式。

- ・本事業に複数回(3、5、7年目)のステージゲートを設け、ステージゲート 到達毎に、<u>事業の進捗や費用対効果を定量的に評価</u>するのみならず、<u>ニーズ</u> や情勢の変化も踏まえた点検を行い、
- ・それを踏まえて、成果の出ていない事業や民間企業に委ねるべき事業については補助事業化、事業終了を含めた<u>支援のあり方や実施体制の見直しを実施</u>するとともに、継続事業については<u>最新の材料戦略を反映させた定量的な個</u>別目標の再設定を行う方針とした。

<H26:革新的新構造材料等技術開発(経済産業省)>

<u>〇地域の取組を促し、緊急性の高い事業に重点化を行うことで事業の改善につなげた例</u>

- ・事業がなかなか進まない状況にあったため、<u>より緊急性の高い地域を優先さ</u>せることや、より強力な誘導方策の導入、周知方法の改善等が課題。
- ・各地域の取組状況について比較できるよう、計画が作成され次第、<u>各地域で遅滞なく公表</u>するよう促し、<u>内閣府や国土交通省のホームページでも公表</u>するとともに、
- ・関係府省で連携し、制度の概要のみならず、<u>先行事例をまとめたワンポイント事例集等を作成</u>し、関係者向け説明会やHP等を通じて、<u>地域間での情報共</u>有を図った。
- ・また、<u>国の支援にメリハリ</u>をつけ、平成27年度から平成30年度までを<u>集中</u>期間とし、特に緊急性が高い地域※に事業を重点化することとした。

(※1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺の地域) (参考) 本事業の実施箇所数:

平成 26 年度 11 箇所➡平成 27 年度 21 箇所 (予定)《ほぼ倍増》

<H26:都市安全確保促進事業(国土交通省)>

○事業の成果や達成状況を的確に把握し事業の改善につなげた例

- ・<u>地方公共団体のグリーン購入実施率</u>は、平成14年以降着実に拡大してきたものの、ここ3年間は8割程度で頭打ちの状態。
- ・アンケート調査の結果、都道府県・政令市の実施率は100%である一方、<u>町村</u>では3割程度が未実施。
- ・さらにヒアリングした結果、<u>小規模団体</u>は、人材やノウハウが不足しているため、全般的な情報提供ではなく、<u>個別の対応や同規模団体での事例を求めて</u>いることが判明。
- ・このため、①モデルとなる団体に<u>知見を有する人材を派遣して実務支援</u>、②<u>当</u> 該事例を全国に水平展開するなど、現場の実情に応じた新たな取組を実施。

<H25:国等におけるグリーン購入推進等経費(環境省)>

〇具体的な数値目標・効果指標を設定し、PDCAサイクルを強化した例

- ・<u>無償資金協力</u>について、<u>これまでは個別案件ごとに目標設定の検討</u>がなされ、 目標や効果が定量的かつ体系的に示される仕組みにはなっていなかった。
- ・無償資金協力の戦略性や透明性を向上させ、相手国と日本側の関係者が共通の目標をもって案件を管理するためにも、<u>計画段階において定量的かつ体系</u>的な目標・効果指標が設定されることが必要。
- ・このため、施策・プロジェクトの目的や主要な類型を体系的に整理し(例:基礎教育、保健、上水道など)、類型ごとに標準的な数値目標を設定(例:新たに就学可能となった生徒数、提供した設備における手術件数、給水量など)。これにより同類型のプロジェクト間の比較可能性が高まり、有効性の検証を強化。
- ・<u>個別案件計画時</u>には、<u>案件の開発課題体系における位置づけを明確</u>にし、<u>定</u> 量的な目標・効果指標を設定。

(指標設定の例)

ミャンマー「シャン州ラーショー総合病院整備計画」 外来患者数(人/年)、下位医療機関からの病院への搬送数等

<H25:無償資金協力(外務省)>

〇限られた財源の中で事業の重点化・スクラップアンドビルドに取り組んだ例

- ・国際機関への拠出金については、<u>限られた財源の中で、</u>喫緊に対応すべき国際 的な課題に対応する必要。
- ・昨年は、「日本再興戦略」に医療の国際展開が盛り込まれ、日本企業の医療機器の開発及び販売機会の増大が期待されることとなった。
- ・このため、世界保健機関への拠出金について、
- ① 平成 25 年度に実施した 10 事業のうち 2 事業を終了するとともに、<u>残りの</u>事業についても事業の規模を見直す一方(平成 25 年度予算額約 7.9 億円のうち約 2.2 億円を削減)、
- ② 日本再興戦略に資する<u>「必須医療機器リストの策定事業」</u>(新規事業)の実施のための財源(約0.9億円)や、
- ③ 国際社会でニーズが高く国益にも資する<u>「新興・再興感染症対策」</u>の強化を図るための財源(約0.3億円)を確保、

するなど、大幅な事業の重点化・スクラップアンドビルドを実施。

<H25:世界保健機関等拠出金事業(厚生労働省)>

外部有識者からの指摘の事例集

目次

1	玉]費投入の必要性	25
	(1)	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	25
	(2)	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	29
	(3)	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中	で優
		先度の高い事業か。	33
2	事	「業の効率性	38
	(1)	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	38
	(2)	受益者との負担関係は妥当であるか。	41
	(3)	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	44
	(4)	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	46
	(5)	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されている	か。
			47
	(6)	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。	51
	(7)	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。	51
	(8)	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	54
3	事	5業の有効性	58
	(1)	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	58
	(2)	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと	比較
		してより効果的に又は低コストで実施できているか。	65
	(3)	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	69
	(4)	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	71
4	そ	-の他	74
	関連	[する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整	が図
	らわ	lているか。	74

1 国費投入の必要性

- (1) 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。
 - □ 事業の目的が十分に具体的かつ明確になっているか。
 - □ 広く国民のニーズがあるか。
 - 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 誰のニーズに応える事業なのか。一部の関係者のニーズを国民のニーズとしていないか。
 - 事業目的が既に達成されているにも関わらず事業が継続されていないか。
 - 事業開始後の社会情勢の変化によりニーズが失われていないか。

【平成 28 年秋のレビュー】

- 観光庁及び日本政府観光局(JNTO)においては、被災地の観光に係る現状をしっかりと把握・分析・評価し、外国人観光客の視点も十分に踏まえた上で、より効果的に事業を実施していく必要がある。(被災地の観光促進)
- 若年世帯、子育て世帯を含めた住宅確保要配慮者に対し、より効果的に、より ニーズに合った住宅支援となるよう、支援メニューの内容を見直し、重点化を図 るべきである。(住宅セーフティネット)

【平成 28 年公開プロセス】

- 情報手段が非常に多様化している中で、紙媒体による広報への国民のニーズを分析することが必要である。それを踏まえて、各メディア、各広報手段の位置付けの再検討が必要であり、また、それぞれの場合において、的確な効果測定がなされるように大幅な見直しが必要である。(出版諸費(内閣府))
- 教育現場の課題や実状、ニーズをしっかり把握し、政策としての目的、背景 にある課題認識、政策としての方法論、目標とするアウトカムが整合する事業 として再構築すべき。(運動部活動指導の工夫・改善支援事業(文部科学 省))

【平成 27 年秋のレビュー】

- 最終処分場の立地のめどが立っていない段階で、リサイクル機器試験施設 (RETF) について、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)を最終処分場に 運ぶための容器に入れる施設へ改造することは時期尚早であり、その予算計 上は見送るべき。 (エネルギー・地球温暖化対策 (I) エネルギーに関係する諸問題 (I))
- 「広域観光周遊ルート形成促進事業」、「観光地域ブランド確立支援事業」、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」に関して、訪日外国人旅行者数を増加させるに当たっては、海外との競争を意識して、外国人旅行者の目線に立ち、訪日外国人を受け入れる環境の整備や情報発信を行うことが求められる。(地方創生関連事業(IV)地域観光まちづくり(日本版DMO))

【平成 27 年公開プロセス】

- 森林総合監理士の位置付けが曖昧である。森林施業プランナーから本当に 頼られるような、民間のニーズに合うものになっているかの検証も重要。(森 林総合監理士等育成対策事業(農林水産省))
- **畜産家のニーズとコントラクターの将来性とのマッチングが具体的に見えない。**(飼料増産総合対策事業のうち国産粗飼料増産対策事業(農林水産 省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは 言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、 具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。(住宅の確 保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)
- 産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題となり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、より精緻な分析、検証を行うべきではないか。(大学における理工系人材育成の在り方)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 一般論として、●●が必要だというと、国はすぐに制度化・予算化してくれるが、現場では、その実施自体が目的化してしまって、問題解決という本来的な目的が二の次になってしまうこともある。現場ニーズの視点で、自分で決められる余裕が必要。(第6回「行政の現場」)
- 今の財政の状況は、財政的幼児虐待に他ならない。財政に関わっている人には、次の世代に負担を先送りしていることをもっと自覚してほしいし、国民もそれを認識するべきである。 (第8回「国や行政がやるべきことは何か」)

【平成 26 年公開プロセス】

- 震災発生直後と比較した雇用状況の改善等を踏まえ、住居・生活総合支援 事業は見直し案のとおり廃止することが適当。(生活・就労総合支援事業(復 興庁))
- 定住自立圏構想推進費の意義が明らかでない。推進費の効果、波及効果を 追跡、把握し公表すべき。(定住自立圏構想推進費(総務省))

- **産業界のニーズをよりしっかり把握した上で、事業・施策を進めていくべき。**(産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業(文部科学省))
- 国が行うべき事業が特定できていない。 国として支援する必要性が脆弱希薄である。(「農」のある暮らしづくり交付金(農林水産省))
- 現場のニーズ・政策効果をしっかり踏まえ、今後はこれまでの成果を活用 した横展開を中心とした事業に取り組むべき。(新事業活動・農商工連携等促 進支援事業(中小企業・小規模事業者連携促進支援事業)(経済産業省))
- 本事業についても、当初目標としていた産学連携の指標や評価シートは既 に構築されており、今後は、各大学の自主的な取組に委ねるべき。(産学連携 評価モデル・拠点モデル実証事業(経済産業省))
- 住宅確保要配慮者の多様性・実態やニーズを客観的に把握して効果的な政策をゼロベースで検討すべき。(民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業(国土交通省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- 「スーパーグローバル大学事業」は、事業の実施により、どのような効果 を目指しているかという事業の目的が明確とは言い難く、事業内容を明確に して支援対象を限定、または、既存事業と整理統合を行うべきではないか。 (大学の教育研究の質の向上に関する事業(グローバル人材育成及び大学改 革))
- 5年間で500億円の多額の税金を利用する投資であるにもかかわらず、概算要求後、安全保障という目的を外すなどそもそも目的がぶれており、本来検討しなければならない「ユーザーニーズ」や「費用対効果」も十分に検討されておらず、関係省庁との調整も十分に行われていないと判断せざるを得ない。(広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用)

<u>【平成 25 年公開プロセス】</u>

- 補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在も あり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(特定地 域再生計画の推進に必要な経費(内閣府))
- 支援対象とすべきソーシャルビジネスがどのようなもので、産業復興支援 とは何が違うのかという事業の目的・対象を再度明確にすべき。(東日本大震 災復興ソーシャルビジネス創出促進事業(復興庁))
- 市町村教育委員会や幼稚園などの体制やニーズにマッチしていない。 執行率も低すぎて望まれておらず廃止すべき。

政策としての発展や効果が見通せず廃止すべき。(幼児期の運動促進に関する普及啓発事業(文部科学省))

- 〇 **機関か個人か対象や目的を明確にして実施すべき。**(頭脳循環を加速する若 手研究者戦略的海外派遣事業(文部科学省))
- 女性に何を求めているかが不明確、受け皿組織の意識改革がなければ 解 決しない。

女性の登用については法令により促進するなどの手段も考える必要。(女性・ 高齢者等活動支援事業(農林水産省))

- **エネルギー政策の中でどういう位置付けにあるのか不明。**(農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発(農林水産省))
- 〇 **国が公的支出を行う意義を明確にすべき。**(民間まちづくり活動促進事業 (国土交通省))

1 国費投入の必要性

- (2) 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。
 - □ 地方の独自性や主体性が発揮されるべき取組について必要以上に国の関与がなされて いないか。
 - ・ 地方公共団体において同様の制度(補助、融資、利子補給など)を有している場合、当該制度との調整ができているか。
 - □ 個人や民間で同様の取組が期待できるのではないか。
 - ・ 民間寄附を期待できる、補助等がなくても採算がとれるなどして、国費を投入しなくても民間ベースで事業活動が行われる可能性はないか。
 - ・ 独立行政法人に委託等をしている事業で、独立行政法人の本来業務として運営費交 付金で対応すべきものはないか。
 - □ 実用化段階や普及段階に移行するなど、民間等が主体的に行うべき段階に移行しているにもかかわらず、必要以上に国の関与が継続されていないか。
 - □ 大胆かつ柔軟な民間の活用により、社会課題の解決が図れないか。

【平成 28 年秋のレビュー】

- 民間事業者が上下水道の PFI 事業に参入するために、メリットやリスクを把握できるよう、自治体において、上下水道で財務や経営に関する「見える化」を進めるべきである。(PFI (実例に即して))
- 今後、国による支援は、費用対効果が高く、先駆的な事例や我が国の省エネ技術等の普及にも貢献できるようなものに対して、補助金に依存しない、民間主導のプロジェクトの普及につながっていくものに限定していくべきである。(国際協力②(二国間クレジット))

【平成 28 年公開プロセス】

- 観光については、民間ベースで整備可能な部分が大きく、官の関わり方について十分検討すべき。(観光・防災Wi-Fiステーション整備事業(総務省))
- シリコンバレー派遣など、本来独立採算で持続可能な形に移行すべきであ り、民間への移譲の具体的な計画を示すとともに、国費投入の必要性が薄いと 考えられる事業について見直すべき。(グローバル・ベンチャー・エコシステ ム連携強化事業(経済産業省))

<u>【平成 27 年秋のレビュー】</u>

- 公費投入の必要性等の検証を行い、事業の効果を厳格に検証し、制度設 計のあり方、新型交付金を含めた役割分担について見直しを行うべき。
 - (地方創生関連事業(Ⅱ)ローカル・イノベーション)
- 「産地活性化総合対策事業」のうち、「国産花きイノベーション推進事

業」において行う「オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策」については、公的支援の必要性について再検討が必要であり、インセンティブ措置等により民間主導で行う可能性を検討すべき。 (2020年東京オリンピック・パラリンピック関連 (Ⅱ) 2020年東京オリンピックリンピック関連予算)

【平成 27 年公開プロセス】

- 基本的には森林・林業の専門家の育成は、森林整備計画を作成する市町村が実施すべきであり、国による介入の必要性は乏しい。補助率を 1/2→1/3 へ下げ、将来的に地方自治体の事業へ移していくことを考えるべき。(森林総合監理士等育成対策事業(農林水産省))
- 本事業は、原則、補助率を導入することとし、国の委託事業は二国間協力 において国の関与が求められる場合に限定すべき。(国際エネルギー消費効 率化等技術・システム実証事業(経済産業省))

【平成 26 年秋のレビュー】

○ 事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事 案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進 めることを検討するとともに、SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や 事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。 (石油製品の品質を確保するための手法の在り方)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- これからの時代、民間ができることは民間がやったほうがいいと思うが、 パブリックでしかできない領域も存在する。公教育の話は、NPO が事例をつく って、官がそれを広げるという役割。民間の力では限界があって、そこは区 別して議論しないと、一緒くたにはできない。(第2回「国民の意識の変化と 民主主義の深化」)
- トレンドとして国家がこれから縮小する中、低コストで如何にリスクに対処するのかが問題。インフラなどのハードではなく、ソフトでどう対応力を高めるか。軽井沢の例では、学校が始まる年度初めに、子ども達には通学路の全員に挨拶をさせる。これにより、地域で自然に見守る仕組みができる。感染症対策でも、熱が37.5℃以上でたら学校に行かないことを徹底。病児保育の受け皿もあり、フローレンスのようなNPOもあるし、必ずしも行政がやる必要もない。(第4回「リスクとどう向き合うか」)

○ 他方、個人で解決できないマクロレベルのリスクは、行政が対処すべき。 これは何でも行政にゆだねるということではなく、基本は小さな政府である べきで、規制緩和を進め、民間に任せるところは任せ、補完的なイノベーションが起きる仕組みづくりを進めることが行政の役割。(第4回「リスクと どう向き合うか」)

【平成 26 年公開プロセス】

- 本事業は地方自治体の自主性・創意工夫に任せるべき、国は地方自治体の 動向を踏まえた支援を考えるべき。(公民館等を中心とした社会教育活性化支 援プログラム(文部科学省))
- **国で実施すべき事業、自治体・民間とのすみ分けを抜本的に整理する必要。** (社会福祉振興助成費補助金(厚生労働省))
- すでに実用段階にある研究開発については、国の関与のあり方について見 直すべき。(太陽光発電システム次世代高性能技術の開発(経済産業省))
- 〇 モデル事業としての役割は終了しており、今後は民間の主体性をより一層 引き出すべく、受益者負担の在り方について検討すること。(医療機器・サー ビス国際化推進事業(経済産業省))

<u>【平成 25 年秋のレビュー】</u>

- 本事業の内容は、現在の形のままであれば大学の本来業務ではないかとの 点から「国立大学改革」に資するものとは言い難く、大学の自主的な改革に 資する事業に支援対象を限定・明確化、他の類似事業との整理統合などを行 うべきではないか。(大学の教育研究の質の向上に関する事業(グローバル人 材育成及び大学改革)
- 「風力発電のための送電網整備実証事業」については、ほぼ実用化のレベルと同じ規模の事業であり、横展開の可能性も低いと考えられることから、国が行うべき実証事業の範囲を超えた民間ビジネス支援となっていると考えられる。(資源エネルギー・環境政策に関する事業(大規模実証事業))
- 「次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業」については、 ビジネスモデルの実証は民間企業が行うべきことであり、何を実証すべきか も特定できていないことから、このままの形では事業化することは適切では ないのではないか。(資源エネルギー・環境政策に関する事業(大規模実証事 業))

【平成 25 年公開プロセス】

○ 民間寄付を中心とした仕組みに変えるべき。(文化芸術の海外発信拠点形成

事業(文部科学省))

- 地域資源の活用という視点であれば、国の事業として行う必要性が見い出しがたい。仮にやるとしても地方自治体レベルで細やかな対応をした方が良い。(6次産業化整備支援事業(農林水産省))
- 調査のみ行って、その効果の判断は地域に任せるのが望ましい。調査結果 の詳細を公表し、民間企業の参入を促すに留めるべし。(小水力等再生可能エネルギー導入推進事業(農林水産省))
- **森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか。**(森林施業プランナー実践力向上対策事業(農林水産省))
- 地方に任せては事業を実施することが出来ない理由を明確にすべき。(生物 多様性保全活動支援事業(環境省))

1 国費投入の必要性

- (3) 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。
 - □ 事業は、政策目的(上位の政策・施策における目的や目標)を達成するために必要かつ 適切なものとなっているか。
 - 効果が見込めないような事業の内容や実施方法となっていないか。
 - ・ 政策目的を達成するための手段として、補助金等を交付することが、規制的措置の導入 に比して適切か。
 - ・ 本来の政策目的に照らしてもなお、補助等によりモラルハザードを招いたり、不当に競争を阻害したり、市場の価格形成を歪めるおそれはないか。
 - □ 同様の政策目的の達成手段として位置付けられている他の事業に比して緊要性・優先度 が高いものとなっているか。
 - □ 事業の実施に当たって、政策の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。
 - ・ 政策目的の達成に向けて、事業の全体像と工程表が明確になっているか。また、終期設 定や出口戦略は明確になっているか。成果の見通しが合理的なものとなっているか。

【平成 28 年秋のレビュー】

- 食品安全管理規格(HACCP)については、輸出の拡大にとって重要であるため、世界市場動向及び国内現場の具体的な状況を分析し、義務化を前提にして戦略的なロードマップの整備を検討すべきである。 (強い農業②(輸出振興))
- 無償資金協力における具体的なプロジェクトの発掘・決定・評価については、ODAの目的を達成する観点及び納税者に対する説明責任を果たす観点から 公表範囲、手法の拡大を含めて改善すべきである。 (国際協力① (無償資金協力))

<u>【平成 28 年公開プロセス】</u>

- 見直し案にある健康手帳の存在の周知、健康教育・健康相談の土日開催・出前開催、訪問指導対象者の満足度調査などに加え、健康増進という本来の事業 目的に立ち返って実施方法を検討すべきである。(健康増進事業(健康相談 等)(厚生労働省))
- 民放事業者へ多額の国費を投入することに合理性を与えるためには、事業目的が災害対策であることを明確にすべきで、この目的にふさわしい成果指標を設定すべきである。 (無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業)」(総務省))

<u>【平成 27 年秋のレビュー】</u>

○ 高校生留学支援事業については、支援額が実際の留学費用を大きく下回っていることから、所得の多寡にかかわらず留学に対するインセンティブ

がより働くよう、地方自治体や民間の取組を把握した上で、最小限の国費 負担で最大の効果を上げるべく、事業の在り方を再検討すべき。 (子供の 学力向上(II) 英語教育強化事業、留学支援事業)

○ 「沿岸域環境改善技術評価事業」については、実証実験の段階であり、 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに見込まれる水質 浄化の成果を定量的に示すことができない以上、オリンピック・パラリン ピック関連予算としては妥当ではなく、東京湾の水質改善については2020 年に確実に間に合う他の方法を検討すべき。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とのつながりが不明 確。(2020年東京オリンピック・パラリンピック関連(Ⅱ)2020年東京オ リンピック・パラリンピック関連予算)

○ 国際宇宙ステーション (ISS) については、我が国の科学技術政策の中での宇宙政策の位置づけ、更にその中でのISSの位置づけを明確に提示した上で、将来的な利益の回収が期待される投資の側面と、夢や希望、さらには外交・安全保障などの公共財的な側面があることを踏まえつつ、国益への貢献、実際の成果とコスト、将来ビジョンや今後の課題を含め厳格な評価を行い、それを前提に、国費投入額の適正性について国民への説明責任を果たすべき。 (科学技術ビッグプロジェクト (II) 国際宇宙ステーション (ISS) 開発に関する予算)

【平成 27 年公開プロセス】

- 〇 地域の特性に合った、持続的な少子化対策を実施するために、各地方公共 団体の既存事業のPDCAサイクルを把握した上で、国においても 100%補 助という点も考慮した上で、定量的成果目標を設定すべき。(地域少子化対 策強化事業(内閣府))
- 施策と事業目的に即した適切な成果指標を設定すべき。単にデータ収集 に終わるのではなく、個人レベルの分析を視野に入れた調査手法の検討な ど、事例の分析を適切に行うことができる工夫を検討すべき。(全国体 力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省))
- 本事業が開始された昭和 38 年度と比べて百歳を迎える高齢者が大幅に増加し、かつ、今後もさらなる増加が見込まれることにかんがみ、見直し案をこえて、銀杯の贈呈は廃止し、国として長寿を祝い、社会発展への寄与に感謝するに当たり、今後はお祝い状の贈呈のみの事業とすることが必要。

また、本事業のレビューを機会として、厚生労働省において長年続いている事業を洗い出し、本当に国がやるべき事業なのかなどについて検討することが必要。(高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費(厚生労働省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 今後増大が見込まれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体的なビジョンを定めるとともに、各般の施策の目標、その達成状況やそれを踏まえた改善策等をレビューシート等において明らかにすべきではないか。(介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方)
- 地球温暖化対策全体の中での事業の位置づけの明確化等を図りながら、各事業が達成すべき定量的なCO2削減目標等を設定すべきではないか。(地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 外国では、災害の発生後、エネルギー、情報、ロジスティックスを最優先に考える。日本でも、限られた資源をどこに投入するのか、国民の中で了解を得て、優先順位を考えておくことが必要。例えば、致死率の高い感染症が発生した時のワクチンが人口に比べて半分しかない時に、誰から優先して配るべきか。 (第4回「リスクとどう向き合うか」)
- 世代によって、どの政策分野に重点を置くのかが異なる。例えば、限られたお金でどれを選ぶかを考える際に、10年後の自分だったらどれを選ぶかを改めて考えることによって、「ない袖は振れない」ことを認識するべきである。(第8回「国や行政がやるべきことは何か」)

【平成 26 年公開プロセス】

○ 補助金交付の必要性があるか疑問であり、補助金という手段をとることに 疑問がある。また、交付決定プロセスも曖昧な点が多い。

補助金以外の手段の検討と、交付決定プロセスの明確化をすべき。(無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)(総務省))

- 中小企業事業主への集中化や初期支援の強化等に留まらず、より効果的な助成金となるよう利用実態を踏まえた支給基準・支給要件・執行体制の見直し、義務化を含めた今後の事業展開の十分な精査など、ゼロベースで抜本的にあり方を見直すことが必要。(両立支援等助成金(子育て期の短時間勤務支援等)(厚生労働省))
- 本事業は4年間でターゲットとする事業場の4分の1までしか研修が実施できず、「労働災害発生率の削減」という目標を達成するための有効な手段とは言えない。同じ目標を達成するための他の施策(安全管理者の選任義務の拡大、安全推進者設置義務化の拡大)に一本化すべき。(中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費(厚生労働省))

○ 施策に柔軟性・機動性がない。単なる所得補填のスキームになってしまい かねない。

成果のあがらない取組に対しては抜本的な見直しを求めることが必要。(離 島漁業再生支援交付金(農林水産省))

- 本事業によって環境アセスメントの基礎情報を事前整備することと、個別 事業者が環境アセスメントを行おうとする段階で支援することのどちらが費 用対効果の観点からみて良いのかを明確にする必要がある。(風力発電等導入 等に係る環境影響評価促進モデル事業(環境省))
- 必要性の高い事業であるが、終了時期について判断ができるよう、交付対象世帯の状況の把握等を含めた成果の検証に取り組む必要がある。(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(復興庁)
- **事業の進行管理・ロードマップを明確にして透明化を図るべき。**(健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(文部科学省))
- 当事業の目指す全体像が明確になっていない。目標年度である平成 27 年度で何が完成し、何が運用されるのか、民間をどのように巻き込んで行くのかの具体性が乏しい。(医療情報システム等標準化推進事業(厚生労働省))
- 達成すべき長期の目標設定や、研究開発の出口戦略を分かりやすい形で設 定すべき。(太陽光発電システム次世代高性能技術の開発(経済産業省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、
 - 農地集約化の観点から増加目標を精査、
 - ・法人参入が促進される環境の整備、
 - ・販路確保などの地域サポートの充実

などをおこなうべきではないか。(新規就農支援に関する事業)

- ICT により教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決してい くのかなど、普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定すると ともに、その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。(ICT を活用した 教育学習の振興に関する事業)
- 本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援 の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言い難く、事業に終期 を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。(若者就職支援に関する事業 (地域若者サポートステーション関連事業)

【平成 25 年公開プロセス】

○ 海外制度の調査など、復興との直接的な関連が薄い事業は25年度以降は

実施すべきでない。(民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(復興庁))

- 国費事業としては小規模で効果が乏しい。選択と集中による戦略的な取組 が必要ではないか。(文化芸術の海外発信拠点形成事業(文部科学省))
- 少ない対象校に少ない予算を配っても効果は見込めない。 英語の指導改善に対する補助が少なく、効果が期待できない。(英語力の指導 改善事業(文部科学省))
- 資産形成を伴う投資事業に補助金支援を行うことは避けるべき、ファンド制度ができた以上、補助金制度を廃止すべき、ファンドによる持分出資、融資によって黒字化が見込めるものを支援すれば良い。(6次産業化整備支援事業(農林水産省))
- **基本的には、民間の自助努力を促す融資等の施策に切り替えるべき。**(果樹・茶支援対策事業のうち茶対策(農林水産省))
- 森林所有者のインセンティブを明確に。研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。プランナーの人数が増えると集約化が進んでいるのかどうかチェックすべし。(森林施業プランナー実践力向上対策事業(農林水産省))
- 人口動態の変化など社会の構造問題に対して、的確に対応できるような支援施策を検討すること。(地域商業再生事業(経済産業省))
- 中小企業等への規制的措置の導入を含む省エネ政策のあり方を今後検討する必要があり、その中で本事業の必要性について検討すること。(省エネルギー対策導入促進事業費補助金(経済産業省))
- どのようなコンセプトでこの事業を実施し、最終的に何を目指すのかという全体のデザインを、今後の予算執行や予算要求の過程で検討し、行政事業 レビュー等を通じてその内容を明らかにしていくことが求められる。(学びを 通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業(復興庁))
- 放射性研究の取組は重要性は高い一方、全体像が見えにくい印象がある。 研究全体の戦略・計画を明らかにしていくべき。(放射性物質・災害と環境に 関する研究(復興庁))
- 応用段階の技術開発研究であることから、他府省のニーズと利用見込みを 十分確認すべきである。(小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発 (総務省))
- 緊急時の石油安定供給の確保のために必要な施設整備等について、その全体像やスケジュール感を明らかにし、国は、優先順位の高い地域から戦略的に支援を行うこと。(石油製品出荷機能強化事業費補助金(経済産業省))

- (1) 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。
- □ 随意契約の理由は、真に随意契約によらなければならない合理性あるものであるか。
- □ 随意契約から競争入札へ移行可能な部分を切り出すことはできないか。
- □ 競争入札であっても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性が確保されていない状況になっていないか。
 - 事業の支出先が特定の対象者に偏るなど、公平性や公正性を欠いていないか。
 - 仕様等の内容が既存の契約業者や特定の事業者に有利なものとなっていないか。
- □ 競争性を高めるため、仕様等の要件を緩和することはできないのか。
- □ 一者応札となっている要因を的確に分析して改善策を講じているか。
- □ 入札参加者を発掘する努力を行っているか。

【平成 28 年公開プロセス】

- 事業自体が特殊であることに加えて中国国内で行われているという点でも 非常に特異な事業であるが、少なくとも現時点で日本企業が受注している部 分については、市場での競争性を通じて効率性が追求できるように手立てを 講じる必要がある。(遺棄化学兵器廃棄処理事業経費(内閣府))
- 複数の者が入札に参加できる環境整備として、過去に実施した入札における入札不参加業者からの意見を反映した調達手続の見直しなど、一者応札の改善に向け具体的な取組を実施するとともに、コストの妥当性、透明性の確保にも努めること。(府省共通国有財産総合情報管理システム(財務省))
- 昨年の秋のレビューで指摘のあった、複数基地のグループ化の指摘に対応すべく、1者による複数基地の入札や、複数者連名での複数基地の入札を可能とすることを入札関連書類に明記する等、引き続き新規事業者の参入促進に取り組む。(緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費(石油分)(経済産業省))

【平成 27 年公開プロセス】

- 次期の機器更改にあたっては、システムの安定運用を前提としつつ、最新技術の導入や入札説明会の参加者からの意見を反映させることにより選定対象を広げるなど、一者応札の改善に向けたより具体的な取組を実施するとともに、更なるコスト削減に引き続き取り組むこと。(官庁会計システム(歳入金電子納付システムを含む)(財務省))
- 競争性を改善するための検討が必要。競争性・効率性の向上を図る観点から、仕様書の見直しやテーマの包括化・細分化等を検討すべき。(高経年化技術評価高度化事業(原子力規制委員会))

- 受注可能な企業が実質的に1社であった可能性が高く、一般競争入札が適 当であったのか。
 - 一般競争入札の実施に当たっては、受注可能な企業が何社あるのかを十分 検討することが必要。また、1 社入札の場合は、その理由の分析が必要。(戦 闘機搭載用統合火器管制システムの研究試作(防衛省))

【平成 26 年公開プロセス】

- 競争性の低い分野については、情報の公開など更に積極的な参入招請の措 置をとる必要がある。(電子計算機運営(警察庁))
- コスト削減に向けて、一者応札の回避のための対策が必要であり、例えば 応札に参加しない業者にヒアリングを行うなどの積極的な対応をとるべきで ある。(外国人の出入国情報の管理(法務省))
- 落札率が高く、再支出先とは随意契約を行っていること等を踏まえ、委託、 再委託、外注の複層構造を改めるなど、事業効率の改善に努めること。(医療 機器・サービス国際化推進事業(経済産業省))
- 一者応札の対応として、競争性の確保を図る、あるいは、随意契約ならば、 入札可能性調査等を実施して、より国民に対して透明性のある契約とすべき。 (原子力発電施設等安全調査研究委託費(原子力規制委員会))
- 競争性を高めるため、一者応札という結果について分析を行い、ハードウェアの分割発注、発注情報の改善など具体的な改善策について示すとともに、 早急に対応を図るべきである。(指揮管理通信システムの整備(防衛省))

【平成 25 年公開プロセス】

- 実質的に一者応札が続いており、委託先の選定が不透明。競争性の確保を 含めた見直しが必要。(平和構築人材育成事業(外務省))
- 次期の機器更新にあたっては、セキュリティを十分に勘案し、システムの 安定運用を前提としつつ、一者応札の改善に向けた具体的な取組の検討を含め、さらなるコスト削減に引き続き取り組むこと。(国税総合管理(KSK)システム(財務省))
- 公募による実施主体の選定等実施方法の検討を念頭に更なる見直しを行う ことが必要。(児童福祉問題調査研究事業(厚生労働省))
- 〇 特定の企業の利益とならないように、公募や選定手続きの改善(研究体制 の整備状況を踏まえて選定する等)を検討すること。(次世代照明等の実現に 向けた窒化物半導体等基盤技術開発(経済産業省))
- **一者入札が多い、落札率が高いなどの状況を改善するよう努めるべき**(河 川・ダムの維持管理事業(国土交通省))

- 施設の撤去・更新にあたっては、調達の競争性を高め、一層のコスト縮減 に取り組むべき。(航空路整備事業(航空保安施設整備)(国土交通省))
- **一者応札に工夫の余地がないか改善すべき。**(化学物質環境実態調査費(環 境省))
- 限られた業者を前提とした調達を考える場合、単純に一般競争により決定するのではなく、数者に競わせる仕組みや、価格けん制ができるような仕組みを検討するとともに、業者側のリスクをどう取り込むのかを含めて、調達の仕組みを変えていく必要がある。(次世代エンジン主要構成要素の研究試作(防衛省))
- レーダー装置の製造に係る一般競争は、実質的な競争の場として機能していない。システム設計や初度費との関係を含めて、調達のあり方を検討すべき。(固定式警戒管制レーダー装置の整備(J/FPS-7)(防衛省))

- (2) 受益者との負担関係は妥当であるか。
- □ 適切な受益者負担がなされているか。国の負担が公益性の範囲内となっているか。
 - 当初予定していた受益者と実際の受益者に相違はないか。
 - ・ 事業の効果や成果を受益する者からの負担は適切か (例:事業の効果がその受講者に帰属する人材育成事業、事業の成果が事業実施主体に帰属する調査・実証事業など)。
 - ・ 施設・設備の整備等における、当該施設・設備の利用者や整備等の主体である地方自治 体等の費用負担は適切か。

【平成 28 年秋のレビュー】

- 介護納付金については、「社会保障改革プログラム法」や「経済・財政再生 計画 改革工程表」において、総報酬割の導入に関する指摘がなされているこ とも踏まえ、負担能力に応じて公平に負担を分かち合う観点から検討すべき である。(社会保障(介護納付金))
- 国立大学の運営費交付金は減額されているというが、補助金等収入を含む 全体の収入は、10年前から1割程度増加している。こうした中で、国費の 投入にかかる PDCA サイクルをしっかりと回す必要がある。(教育①(国立大 学改革に対する補助金))

【平成 28 年公開プロセス】

- 本事業の目的である建設労働者の雇用の安定や労働条件の改善の観点から、建設業を取り巻く環境変化や建設業界のニーズも踏まえ、若年者等の確保や生産性向上に資するメニューへの重点化を図るほか、本助成金利用後の同一企業内及び建設業界内の定着状況や賃金体系などの整備状況、本助成金による技能習得者数についてもサンプル調査などの手法も含めて把握し、建設業全体の動向との比較も行いつつ本事業の指標に取り入れ、本助成金がより実効ある内容となるよう検討することが必要。(建設労働者確保育成助成金(厚生労働省))
- 起業家、民間企業にも裨益することから、事業者負担を増やすべく調整 し、国の負担割合を限定すべき。(グローバル・ベンチャー・エコシステ ム連携強化事業(経済産業省))

<u>【平成 27 年秋のレビュー】</u>

- 当初予算としては、現行の 10/10 の補助率は見直すべき。(地方創生関連 事業(Ⅰ) 地域少子化対策)
- 〇 産業界による「京」の利用割合は、現在全体の8~10%程度にとどまっているが、適正な受益者負担を求めつつ、産業利用の割合を高めていくべき。(科学技術ビッグプロジェクト(I)スーパーコンピュータ)
- 地方公共団体における補助制度の有無によって、建築物の所有者等の負

担額に大幅な差が生じている。現時点で補助制度を創設していない11県を 含め、耐震改修を一層促進すべき。(耐震化の効果的な促進-不特定多数 の者が利用する大規模建築物(ホテル、旅館等)等の耐震化-)

【平成 27 年公開プロセス】

- 指定文化財以外のものについては、原則、一定の地方負担を求めるべき。 (被災ミュージアム再興事業(復興庁))
- 〇 自治体にコスト意識が生じる構造が重要であり、自治体に実質的な負担を 求めることが必要。(NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業(復興庁))
- 本事業については、国民の地震に対する不安を解消するため、負担率の再 検討を含めて、早期の事業執行をお願いしたい。 (一般空港等整備事業 (直 轄) (耐震対策事業) (国土交通省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。(女性活躍・子育て支援に関連する事業)
- より根本的な対応としては、後発医薬品と先発医薬品との差額を自己負担 とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の 原則化を検討すべきではないか。(医薬品に係る国民負担の軽減)
- 当初想定していた関係者の費用負担と実態がかい離しており、地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべきではないか。(水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割)

【平成 26 年公開プロセス】

- 〇 より効果的な執行に向け、補助率見直しなどを検討すべき。(地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業(文部科学省))
- 調査事業について、他機関との役割分担を意識しつつ、例えば、一者入札 の改善のほか、特定事業者の利益になるセールス目的の調査については民間 の費用負担とするなど、コスト削減の工夫を講ずるべき。(国際交通分野にお ける途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援事業(国土交 通省))

【平成 25 年秋のレビュー】

○ 目的達成の事業の実施方法についても、我が国の事業のやり方は民間事業

者の研究開発支援の面もあることから適切とは言い難く、委託と補助の整理を行ったうえで、原則補助とし、補助率の低下や案件の絞り込みを行うべきではないか。(ICT の研究開発及び高度利活用の促進に関する事業)

【平成 25 年公開プロセス】

(人材育成事業、調査・実証事業等の例)

- 受講者数等の正確な把握、受講料の徴収を念頭に更なる見直しを行うこと が必要。(がん医療に携わる医師等に対する研修事業等(厚生労働省))
- **委託事業とすること、定額ではなく補助率を設定することも含め、企業の 受益との関係を整理すべき。**(民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の 推進事業(国土交通省))

(施設・設備の整備等に関する事業の例)

- データベースの規模や達成時期等の検証・明確化、手法の再検討、費用負担の在り方の検証を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(医療情報データベース事業(厚生労働省))
- 法律上のミッションを果たしていくことは、必要であるものの事業収入の 拡充、他施設との関係整理により効率化を含めて公文書館の今後のあり方の 検討が必要と思われる。(独立行政法人国立公文書館運営交付金に必要な経費 (内閣府))
- 受益者の負担を求めることや、長期的な視野に立ってまちづくりとの連携 も含め、限られた予算で効率的な維持管理を行う努力を継続すべき。(河川・ ダムの維持管理事業(国土交通省))

- (3) 単位当たりコスト等の水準は妥当か。
 - □ 単位当たりコストとして、成果実績や活動実績1単位を生み出すためにどれだけの費 用が必要とされたかといった数値がレビューシートに記載されているか。
 - 単に予算額が記載されていないか。
 - □ 事業目的に照らして適切な単位当たりコストとなっているか。
 - □ 事業効果に比して事務コストが過大となっていないか。
 - □ 費用対効果や費用便益比 (B/C) などの検討は十分に行われているか。

【平成 28 年秋のレビュー】

- 旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト 双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明 すべきである。(フルコスト分析(旅券関連業務))
- 本年から地球温暖化対策分野について、1 t あたりのCO2削減コストを 行政事業レビューシートに明記するように改善されたところであり、今後、 更に計算方法の共通化に取り組むべきである。(国際協力②(二国間クレジット))

【平成 28 年公開プロセス】

- 本件の参観経費についてはまだ過渡期ではあるが、従来の限定した公開 時の対応や契約形態等にとらわれることなく、通年公開によって増えるコ ストの抑制について、参観料のレベルも含めて検討していく必要がある。 (赤坂・京都迎賓館参観経費(内閣府))
- 毎年の経費を包括した場合と各々契約した場合のコストの比較を行うべき。(市ヶ谷地区の維持管理に要する経費(防衛省))

【平成 27 年秋のレビュー】

- CO2削減を目的とする事業については、レビューシートに同一の基準で1トンあたりCO2削減コストを明示した上で、事業別に一覧できるようにすることを検討すべき。(エネルギー・地球温暖化対策(Ⅲ) 地球温暖化対策)
- 教員研修を漫然と行うのでなく、教員の配置の見直し、外部専門家や I CTの利用等を含めた外部教材の活用など、質向上のための実効的な措置 について、費用対効果を検証しつつ、検討すべき。 (子供の学力向上
 - (Ⅱ) 英語教育強化事業、留学支援事業)

【平成 27 年公開プロセス】

○ 事業全体に対する費用対効果が見えにくい。評価出来るシステムを検討す

- べき。(国際機関職員派遣信託基金(JP0) 拠出金(外務省))
- 〇 単位あたりのコストの示し方、単位あたりの効果 (アウトカム) の示し方 を工夫する必要がある。(河川改修事業 (補助・床上浸水対策特別緊急事業) (国土交通省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。また、今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。(時代に即した国勢調査の実施手法の在り方)
- 品質不適合事案の実態に鑑みれば、すべてのSS(サービスステーション)を対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、費用対効果を考慮して、安全性の配慮のための技術的な措置を講じているSSについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべきではないか。(石油製品の品質を確保するための手法の在り方)
- CO2を1トン削減するため、これまでに実施した対策のコスト分析を進めること等により、いくらまでの費用を許容するのかの基準を可能な限り定め、費用対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべきではないか。 (地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方)

【平成 26 年公開プロセス】

O 政策評価の費用対効果に問題があり、膨大な労力・コストを費やしている 割に効果が出ていない。

政策評価を効率的・効果的にするため、仕組みの再構築、体制づくりを行い、政策評価と行政事業レビューの連携を進めるべき。(行政評価等実施事業(総務本省)(総務省))

【平成 25 年秋のレビュー】

○ 国が行う情報通信技術の研究開発の目的については、国が支援するものの クライテリアがよくわからない点があり、明確になっているとは言い難く、 国が行う必要性を整理すべきではないか。国が実施する場合はB/C等を計 算すべきではないか。(ICT の研究開発及び高度利活用の促進に関する事業)

- (4) 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。
 - □ 補助金の交付等において不必要に団体等を経由していないか。中間段階の団体等の人件 費や賃借料等の間接経費に過大な支出がされていないか。直接の補助に切り替えることは できないか。

【平成 28 年秋のレビュー】

○ 無償資金協力については、真に必要な予算額に絞るとともに、JICA(独立行政法人国際協力機構)や国際機関、NGO等の支出先ごとの配分額や役割分担を明確に整理することで、国民に対して判断材料をより積極的に提供すべきである。(国際協力①(無償資金協力))

【平成 28 年公開プロセス】

○ 本事業は、結果として採択件数が1件となっているため、執行団体を経 由する間接補助事業の実施体制は国からの直接執行に見直すべき。 (石油 コンビナート事業再編・強じん化等推進事業(経済産業省))

【平成 27 年秋のレビュー】

○ 原子力発電施設等立地地域特別交付金をはじめとした各種交付金、補助 金については、事業の透明性を向上させる観点から、支給根拠となる交付 規則をホームページ上に公表するとともに、交付先の自治体に対しても自 治体ホームページへの事後評価報告書の掲載等を要請すべき。

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、民間 団体を経由して執行業務を行っているが、地方自治体による直接の事務執 行を含め、効率的な事業執行の在り方を検討すべき。(エネルギー・地球 温暖化対策(II) エネルギーに関係する諸問題(II))

○ 資金配分についても、流通業者に対する多額の支出が妥当かどうか検証 すべき。(2020年東京オリンピック・パラリンピック関連(Ⅱ)2020年東 京オリンピック・パラリンピック関連予算)

【平成 25 年公開プロセス】

○ 広告啓発関連で 4,000 万円、事務所等管理費で 6,000 万円。本来各事業場が用意すべき防塵マスク等に 9,000 万円近くが拠出され、完全に無駄遣い。協会への単なる経営支援になっている。(東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業(厚生労働省))

- (5) 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。
- □ 支出は事業目的に即して適切なものとなっているか。支出対象の選定基準は適切か。
 - ・ 地方公共団体や NPO、公益法人等に補助金等の交付を丸投げすることにより、事業目的 や政策意図に即した資金配分が阻害されていないか。
 - ・ 中間段階の団体等の人件費や賃借料等の間接経費に過大な支出がされていないか。直接 の補助に切り替えることはできないか。
 - 失敗した事例を含む過去の案件の検証結果が選定基準に反映されているか。
- □ 補助等の対象は、優先順位を明らかにし、事業効果が十分に見込まれるものや普及が進んでいないものなど適切な範囲に重点化されているか。
 - ・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、支援終了後の継続可能性が乏しい もの、他地域等への普及が見込めないもの、実質的にバラマキ的な補助事業と化している ものとなっていないか。
 - ・ 広報・普及啓発事業について、その対象を明確化するとともに、より効果の高い、コストのかからない媒体、手段が選択されているか。
- □ 施設・設備の整備、人員配置、立地条件等が事業の内容等に照らして過大・不適切となっていないか。整備・配備基準が明確化され、緊急性のある、投資効果の高いものに絞り込まれているか。

【平成 28 年秋のレビュー】

○ ベンチャーの人材育成については、起業に失敗した人が再チャレンジできることが重要であり、また、ベンチャー支援を行う場合には、長期的な視点に立って、真に効果的な施策に重点化すべきである。(成長戦略の推進②(ベンチャー支援))

【平成 28 年公開プロセス】

- 宿舎削減計画を着実に実行した後は、真に必要な宿舎について見直しを含め検討を行うこと。(公務員宿舎建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舎の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む)(財務省))
- 技術開発や研究成果の検証を徹底し、対象事業の絞り込みや重点的な目標 の設定等メリハリをつけた取組みが必要。(国立研究開発法人日本原子力研 究開発機構運営費交付金に必要な経費(文部科学省)(復興庁))

<u>【平成 27 年秋のレビュー】</u>

○ エネルギー構造転換理解促進事業、原子力発電施設立地地域基盤整備支援 事業については、地域の自立を図る観点から期限を区切るなど重点的に支援 すべき。(エネルギー・地球温暖化対策(Ⅱ) エネルギーに関係する諸問題 (Ⅱ)) ○ 必要性及び効率性について十分に検討した上で、補助対象自治体、補助対象設備等について真に必要なものに限るとともに、既存の補助金との役割分担・調整を行うなど、徹底した必要経費の圧縮を行うべき。(エネルギー・地球温暖化対策(Ⅲ)地球温暖化対策)

【平成 27 年公開プロセス】

- 運営委員会の機能強化により、より慎重かつ厳しい絞り込みを行うべきではないか。 (技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発(農林水産省))
- コンソーシアム自体に意味はあるが、そこに特化するよう再編すべき。(医 福食農連携推進環境整備事業(農林水産省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技 団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。その際、競技団体ごとに 必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきでは ないか。(東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業 の在り方)
- 目標に対し有効とは言い難いメニュー・活動については、廃止を含め、国 の支援のあり方を見直すべきではないか。(水産業・漁村の多面的機能発揮の ために国が果たすべき役割)

【平成 26 年公開プロセス】

- **風評被害対策との関連が明確な事業や効果のある事業に絞込みを行うなど、 国として支援すべき対象を厳格にしていく必要がある。**(福島県における観光 関連復興支援事業(復興庁))
- 果樹等の品目ごと、地域ごとの資金配分が中央果実協会に丸投げになっている。

中央果実協会任せにしないで、同協会の機能を再検討すべき。(果樹・茶支援対策事業のうち果樹対策(農林水産省))

- ステージゲート方式の下、事業の進捗や費用対効果を検証し、成果の出ていない事業や、民間企業に委ねるべき事業については国の支援の在り方(支援範囲や支援の仕方等)を見直すべき。(革新的新構造材料技術開発(経済産業省))
- これまでの事業成果を分析し、我が国貿易投資促進への寄与度が高い事業 に重点化して支援すべき。(貿易投資促進事業(経済産業省))

- 特定の事業者に対して支援を行う手段について、事業創設時からの変化も 踏まえて、社会ニーズの高まるインフラ維持の分野など、優先分野を決めて 重点化すべき。(建設企業等のための経営戦略アドバイザリー事業(国土交通 省))
- 緊急性が高い事業であるので、計画の策定がより促進されるよう、補助の 方法について、緊急性の高いものを優先させたり、モニタリングも含め、よ り強力な誘導方策も検討するなど改善すべき。(都市安全確保促進事業(国土 交通省))

<u>【平成 25 年秋のレビ</u>ュー】

○ 先進性、費用対効果、有効性、波及性の点で適切でないものや民間・自治体が行うべきものが支援対象となっており、効果の検証方法を確立し支援対象を限定すべきではないか。

従来の事業の検証を厳格に行い、その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、国として支援すべき対象を厳選すべきではないか。(地球温暖化防止等に関する事業)

○ 政府が行う広報関係事業については、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、(中略)、特に、費用対効果、広報の内容の質に重点を置いて行うことが必要ではないか。(広報に関する事業)

【平成 25 年公開プロセス】

(調査・実証事業の例)

- 事業は、苫小牧に絞った方がよいのではないか。 実施個所の選定も含めて事業のやり方を精密に検証し抜本的に改善すべき。 (海底下 CCS 実施のための海洋調査事業(環境省))
- **要望物質を絞り込む判断基準を明確にすべき。**(化学物質環境実態調査費 (環境省))

(研究開発に関する事業の例)

○ 実証段階への移行における事業の絞り込みに当たっては、真に国が支援すべき必要性の高い分野や事業に重点化した施策となるよう、改善の措置を講ずること。

規制などの制度改善が必要となる部分を支援すること。(IT 融合システム開発事業(経済産業省))

○ **国際標準化等、産業横断的な分野において取組を強化すること。**(次世代照

明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発(経済産業省))

○ 都道府県ごとに耐震化率の実績や取組に差が出ている以上、より取組を要する都道府県に対して、より取組を促す制度運営が望まれる。

単純に手を挙げてきた都道府県に補助金を配るという制度運営ではなく、 インセンティブ、ペナルティーのあり方を考慮した制度運営に改めるべきで ある。

危険性、財政力など耐震化が遅れそうな施設、地域にこそインセンティブを与えるべき。目標年度を決めて最も有効な方法を考えるべき。(都道府県警察施設の耐震改修(警察庁))

○ 対策を実施する信号柱の選び方を再検討してほしい。(交通安全施設(信号柱)の老朽化対策(警察庁))

- (6) 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。
 - □ 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不用率が高い場合、 執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額の見直しは図られているか。
 - □ 年度末執行など、予算消化のための執行が行われていないか。

【平成 28 年秋のレビュー】

○ 両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画を厳しく再精査し、基金への積み増しは必要最低限とし、余剰資金は国庫返納すべきである。(基金に関する事業)

【平成 28 年公開プロセス】

- 平成32年度の事業終了を見据え、復興交付金の未執行残額の実態を踏ま え、例えば進捗率の低い市町村への国の関わりを強化するなど、円滑な執 行を促進することが必要。また、使途見込みの無い額については返還を促 すなど、残額の縮小に向けた取組を進めることが必要。(東日本大震災復 興交付金(復興庁))
- **執行状況を踏まえて予算要求を見直す必要がある。**(医療経済実態等調査 費(厚生労働省))

【平成 27 年秋のレビュー】

○ 使用済燃料運搬船「開栄丸」については、ほとんど使用していないにも かかわらず、使用を前提とした契約内容に基づき維持管理費等が12億円も 支出され続けているのは問題である。

こうした状況に対して、今後の利用状況の見通しを踏まえながら、契約の打ち切りや契約内容の見直しも含め、最も合理的な方策に改めて、早急に実行すべき。仮に当面現在の契約を継続するとしても、現在の使用状況等を踏まえ、毎年度発生する費用の圧縮をはじめ、更なるコスト削減に取り組むべき。(エネルギー・地球温暖化対策(I)エネルギーに関係する諸問題(I))

○ 核燃料サイクル交付金、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業、原子力総合コミュニケーション事業については、執行率が低調であるが、事業が効果的なものとなっているか、適切な成果目標を設定した上で、検証すべき。(エネルギー・地球温暖化対策(Ⅱ)エネルギーに関係する諸問題(Ⅱ))

【平成 27 年公開プロセス】

○ 昨年度の実績を検証しつつ、相双地域への就労が見込まれる者への絞り込

- みを行う等、効果的な広報の在り方について検討し、執行率の向上を図ることが必要。 (被災地における福祉・介護人材確保事業(復興庁))
- 見直し案にある、不用額の状況を踏まえて予算要求額を精査することが必要。 (働きやすい職場環境形成事業(厚生労働省))
- インセンティブを加味した単価設定を行った協力連携メニューを中心に、 執行状況の推移を継続的に把握し、その状況を踏まえて市町村の取組が一層 進展するよう交付金のさらなる重点化などの見直し検討を行うことが必要。 (公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等) (厚生労働省))
- 執行率が低い事業の必要性を調査すべき。(漁業経営維持安定資金(農林水産省))
- 執行率が極めて低く、予算の計上額が過大。(原子力災害時における医療体制の実効性確保等事業委託費(原子力規制委員会))
- 予算項目ごとに執行率を明確にした上で、特に執行率の低い予算項目について、大幅な予算圧縮を行うべき。(多国間・2 国間交流(防衛省))

【平成 25 年公開プロセス】

- 市町村への更なる周知や、街づくり施策全体の中での本施策の位置づけを明確にすることなどにより、さらなる執行率の改善を図るべき。(民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(復興庁))
- 実際のニーズに応じた基金交付額の算定や、基金としての実施の必要性の 検討といった意見を検証し、適切に制度改正を行うことが必要。(介護基盤緊 急整備等臨時特例交付金(厚生労働省))

- (7) 繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。
- □ 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。執行実績を踏まえた事業内容の改善 や見込みの見直しは図られているか。
 - ・ 事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない場合にも 引き続いて実施する必要があるものか。
 - ・ 繰越が発生する要因の分析は図られているか。
- □ 年度末執行など、予算消化のための執行が行われていないか。

【平成 28 年公開プロセス】

- **繰越の要因分析をするとともに、縮減に努める。** (自衛隊施設整備(防 衛省))
- **事業の改善の手法や見直しの方向性** ・繰り越しの解消。(水産基盤整備事業(農林水産省))

(8) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか

- □ 市場価格や民間でのコスト等の調査、技術評価、外部有識者の知見の活用など、調達価格 等の適正化に向けた取組が行われているか。
 - 物価や市場の実勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。
 - · 人件費等の単価が業務の内容や本人の能力等に応じた適切な水準となっているか。
 - ・ 契約の単位・時期の一括化・集中化、契約期間の長期化等によるコスト削減が図られているか。市場価格の動向を注視し、可能な限り有利なタイミングあるいは価格での購入が 図られているか。
 - ・ 随意契約としている場合、価格交渉を行うなどコスト削減に向けた工夫は行っている か。
 - ・ 第三者を入れたコスト検証、補助事業者に対するノウハウの提供などにより、コスト削減の取組が行われているか。
- □ 国の行政の透明化を高め、国民への説明責任を果たす観点から、コスト削減効果などの事業に関する情報が十分に公開されているか。

【平成 28 年秋のレビュー】

- 高齢化に伴い社会保障給付費が増加する中で、社会保障制度の持続可能性を確保するためには、負担と給付の両面にわたる改革に取り組むことが必要である。介護分野については、介護の保険者である市町村の機能の強化・利用者負担の見直し・給付の適正化を含む改革が必要である。 (社会保障(介護納付金))
- 旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー 制度等を活用して、行政コストの削減を図るべきである。(フルコスト分析 (旅券関連業務))

【平成 28 年公開プロセス】

○ 国内にかかわらず、幅広く関連業者の応札参加を積極的に働きかける等の入札方法の改善など、競争性の確保に努めるとともに、随意契約における価格交渉を行ったり、再委託率が高い業者とは国と直接契約するなど、コスト削減や効率化に向けた更なる検証・工夫をすべき。 (原子力施設耐震・耐津波安全設計審査規制研究事業(原子力規制委員会))

<u>【平成 27 年秋のレビュー】</u>

○ 日本原子力研究開発機構の運営については、今回取り上げた個々の事業 に限らず、契約等を含め、業務運営の透明化をさらに向上させるととも に、コスト削減に取り組むべき。 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費(石油分)については、国家石油備蓄基地に蔵置されている原油管理に関して、複数の基地をグループ化して入札を行うなどの工夫やコスト削減のインセンティブ導入等により、更にコスト削減に取り組むべき。 (エネルギー・地球温暖化対策(I) エネルギーに関係する諸問題(I))

○ 助成金の配分に当たっては、各競技団体の成果目標の達成度合いが適切 に反映される仕組み(PDCAサイクル)を徹底すべき。

助成対象の競技団体について、JSC自身や監査法人等、外部による監査・チェックをより強化すべき。(2020年東京オリンピック・パラリンピック関連(<math>I)スポーツ関連予算)

【平成 27 年公開プロセス】

- 途上国側の参加、OECD DAC 以外の評価基準を取り入れる等して、より専門的・多様な視点が反映されるようにすべき。(独立行政法人国際協力機構運営費交付金(技術協力)(外務省))
- 配布するグッズや広報誌等の印刷物の広告効果等の評価を行い、支出の 削減に努めるべき。(広報体制の整備(防衛省))
- 〇 成果の具体的な検証は容易ではなく、また、事業の性格上継続せざるを 得ないものの、効率化・コストダウンの検討を行うべき。(多国間・2国 間交流(防衛省))

【平成 26 年公開プロセス】

- 次期の機器更新にあたっては、システムのセキュリティを確保しつつ、最 新技術の導入によるサーバ等の機器構成等の見直しなど、コスト削減のため の検討を引き続き行うこと。(予算編成支援システム(財務省))
- 次期の機器更新にあたっては、セキュリティの確保、システムの安定運用を前提としつつ、機器の集約化等を検討し、更なるコスト削減に努めること。 (国税電子申告・納税システム(e-Tax の利用促進及び納税者等利便向上事業)(財務省))
- 契約方式について工夫が必要。現状のままだと多くの検査を行い、時間を 掛けた方が報酬が増える仕組みである。効率的に行うインセンティブを与え る形にすべき。(司法解剖の実施(警察庁))
- ハードウェアの仮想化や、メンテナンスしやすい新規システムの構築等の 費用削減方策を検討すべき。(検察総合情報管理システムの運営(法務省))
- **一者応札の場合に随契にしてコスト削減交渉を行う等の方法を検討**。(食の 生産資材安全確保対策事業(農林水産省))
- 国家備蓄基地間や、民間基地とのコスト比較等により、随意契約の枠組みであっても、更なるコスト削減に向けた取組を行うべき。(国家備蓄石油管理

等委託費(石油ガス)(経済産業省))

- ライフサイクルコストの視点を重視し、例えば、観測機器の調達方法の改善や、観測機器の高度化に応じた新たなメンテナンス方法の導入などの工夫により、観測に必要なコストの縮減を図るべき。(アメダス観測業務(国土交通省))
- 随意契約に移行し、企業との交渉等によるコスト削減を図るべきである。 その際(随意契約に移行する際)、他の選択肢がない事を示すべきである。(潜 水艦の主蓄電池の換装及び購入(防衛省))
- 施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格の算定 にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示し てはどうか。(騒音防止事業(一般防音)(防衛省))
- 旅券関連業務全体について、歳入(旅券発給手数料)とコストを透明性を 持って国民に示すとともに、間接経費を含めて総合的に検証し、コストの削 減を行うことが必要。(旅券関連業務(外務省))
- **選定プロセスの詳細や入札状況の公表を促進し、透明性を高める**こと。(治山事業(直轄) (農林水産省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- 官民の役割分担も不明確であり、民間のニーズの把握も欠如していると判断されるが、仮に民間ニーズがあるのであれば、民間資金の活用を視野に入れるべきではないか。(広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用(内閣府))
- 「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業」については、PDCAサイクル が十分機能しているとは言い難く、
 - ・再委託先も含めた競争入札の導入
 - ・第三者の専門家を入れた国によるコスト検証の仕組みの導入

などによるコスト削減を図るべきではないか。(資源エネルギー・環境政策に 関する事業 (大規模実証事業))

○ PDCAには納税者の視点が不可欠だが、医療費の仕組み、現状や公定価格である診療報酬の改定プロセスが国民に十分に伝えられているとは言い難い。(安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業(医療サービスの機能の充実と重点化・効率化))

【平成 25 年公開プロセス】

○ 支出金額の合理性の追求をより徹底すべき。(小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発(総務省))

- 〇 「単位あたりコスト」が高い分、求職ナビゲーターの支援対象は最も効果 的な範囲に限定するべき。(非正規労働者総合支援事業推進費(厚生労働省))
- **契約価格の見直しは、不断に行うべきである。**(次世代エンジン主要構成要素の研究試作(防衛省))
- **経費削減効果に関するデータをよりわかりやすく開示すべき。**(総務省所管 府省共通情報システムの一元的な管理・運営(総務省))

3 事業の有効性

- (1) 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか
- □ 事業目的に照らしてふさわしい成果目標や指標が、具体的・定量的に設定されているか。
- 事業目的の達成度を測るにふさわしい成果目標が設定されているか
- ・ 成果目標は事業実施との関連性(実施から成果の発現に至る過程)を考慮して設定されているか。
- 成果目標は成果実績の把握可能性を考慮して設定されているか。
- 定量的な成果指標を設定することができない場合はその十分な理由があるか。
- ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、事業の妥当性を検証するための代替指標・目標 が設定されているか。
- ・ 成果指標は、国費投入の成果が社会に還元されていることを分かりやすく示すことのできるものとなっているか。
- □ 事業が妥当かどうかを判定するための検証がなされているか。
- 成果実績は適切に把握されているか。
- 目標が達成できているか、期待される十分な効果を発揮しているか。
- ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、代替指標により事業の妥当性の検証が行われ ているか。
- ・ 成果実績の検証を外部機関に委ねる場合、その主体・体制・方法は妥当か。
- □ これまでの事業実施の検証結果が事業内容の改善等に十分反映されているか。
- □ データを活用することで、科学的な事業立案や国民への事業成果の明瞭な説明が行われているか。

<u>【平成 28 年秋のレビュー】</u>

- 被災地の復興に係る定量的な目標について、より具体的なものとするよ う改善すべきである。 (被災地の観光促進)
- 全ての国民に関係する社会保障分野の改革については、国民の理解を得るためにも、信頼できるデータ分析に基づく建設的な議論を行うことが必要である。医療分野においては、既にNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)を活用した分析が徐々に進みつつあり、介護分野においてもデータの整備・分析を一層進めて、医療分野のデータとの連携を含め、データを有効活用した改革に取り組んでいくべきである。(社会保障(介護納付金))

【平成 28 年公開プロセス】

○ 国自身が定量的な目標を設定していないこと、また、各自治体の個々の アイデアについても効果の分析が必要であることなど、全体に効果の測定 が不十分と指摘せざるを得ない。また、継続的な効果発揮のためには、地 域の体制整備や人材育成にも目を向ける必要がある。(地域少子化対策強 化事業(内閣府))

〇 我が国の財政事情が厳しい中、国際機関であるFAOに対して拠出し続ける ことの意義を、国民に対してより一層丁寧に説明していくべき。(国際連 合食糧農業機関(FAO)分担金(外務省))

【平成 27 年秋のレビュー】

- 電源立地地域対策交付金、交付金事務等交付金等については、事業目的である電源地域の振興等に真に役立つものとなっているか検証できるよう、まず、国において適切な成果指標を設定するとともに、交付金の交付の際に地方公共団体にも適切な成果指標の設定や効果検証を求めるべき。
 - 広報・調査等交付金など広報関係の交付金については、適切な成果指標を設定するとともに、事業評価結果を公表すべき。(エネルギー・地球温暖化対策(II) エネルギーに関係する諸問題(II))
- 人口が減少する中、あらゆる分野で人材不足となっており、教職員数のみを維持するという政策は現実的でない。仮に児童・生徒数当たりの教職員数を現状よりも増やすのであれば、それにより教育効果が高まることにつき、客観的・科学的な根拠を示す必要がある。(子供の学力向上(Ⅰ)義務教育、全国学力テスト)
- スーパーコンピュータ「京」の開発・整備に1,000億円を超える国費が投入されていることに鑑み、投入予算に見合った成果が得られているか、成果を基礎研究面での科学的な成果と、実用的成果とに分けて、国民に分かりやすく説明すべき。(科学技術ビッグプロジェクト(I)スーパーコンピュータ)

【平成 27 年公開プロセス】

- 〇 本調査が子供の体力向上にリンクするよう、分析、評価を含め、全体のガバナンスを更に高めるべき。(全国体力・運動能力、運動習慣等調査(文部科学省))
- 見直し案にある、住民サービスの向上を図るため、より多くの市町村に協力・連携していただくよう、市町村向け業務支援ツールや広報ツールの活用を促進するとともに、市町村の超過負担が生じないよう適切な予算積算を行うこと。(公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等)(厚生労働省))
- 現状では、本事業の成果によってリスク評価が具体的にどう加速化する かが見えにくいため、事業の工程表を明確にし、PDCAサイクルによる チェックができるようにすべき。また、アジア諸国の途上国支援について も、国内企業の海外展開に資する等の事業のメリットをもう少し広く捉え るとともに、成果目標を明確化して事業の評価を行うべき。(化学物質緊 急安全点検調査費(環境省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数あること から、中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、無 駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。(地方の創生・活性 化に関連する事業)
- 複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、 事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、 いずれも成果目標の設定が適切でないと認められる。事業効果が測定できる ような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきで はないか。(地方の創生・活性化に関連する事業)
- 評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関に対して、多面的・定量的な評価を行うとともに、その評価結果を活用し、行政事業レビュー等を通じ拠出の妥当性を論理的に説明すべきではないか。(国際機関への拠出金等に関するPDCAサイクルの在り方)
- 東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できないと考えられることから、例えば、オリンピック以外の国内外の大会の成果など、年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべきではないか。また、メダル獲得数と合わせて、各種目の競技人口のすそ野の広がり等も定量的に測定し、検証すべきではないか。(東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 日本では客観的データに基づいた科学的な政策の現状分析が全く行われていないのではないか。科学的な現状分析が行われない原因の一端は必要なデータの蓄積が圧倒的に不足していることにあるのではないか。このため、都合の良いサンプルデータなどによる論理づけが横行する恐れがある。(第9回「政府の機能強化と守備範囲」)
- 恣意や操作の入り込む余地のない定量化が重要。コンピュータ処理能力の 向上に伴って大量のデータ処理が可能となり、今まで定量化できなかった分 野でも定量化が進む。(第9回「政府の機能強化と守備範囲」)
- データの活用は、データと論理で一から完璧な政策を作り上げるというよりも、データを利用することで、「経験と勘に基づく良い政策」と「思いつきとでっち上げによる悪い政策」を区別するというのが現実的。マイナンバー制度もデータ蓄積に役立つのではないか。(第9回「政府の機能強化と守備範囲」)

○ 評価に携わる中で定量化(量・数値として示す)という形式ばかりが先行して実質が伴うものになっているのかどうか疑問に思うことがある。きちんとした指標が示されることが重要。(第9回「政府の機能強化と守備範囲」)

【平成 26 年公開プロセス】

- 「自然環境調査の成果」や「地域が自立して実施できる状態になっているか」について指標を設定する等、事業の効果を判断するための目標設定が必要である。(三陸復興国立公園再構成等推進事業費(復興庁))
- 成果を測るターゲットを明確にするとともに、出荷額等の回復が遅れている原因が何なのか、本事業で効果があるのかを改めて検証すべき。(工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業(復興庁))
- 事業目的に基づいた成果を測定できるよう成果指標の設定を行い、適切な 評価を行うべき。(超小型衛星研究開発事業(文部科学省))
- 達成目標が不明確であり、事業全体を見通した目標設定が必要。相手国での制度導入、日本からの輸出や投資の拡大など、成果目標、それを踏まえた 判断基準を明確化し、事業評価の透明性を高めるべき。(貿易投資促進事業(経済産業省))
- アウトカム指標について、例えば、共同研究数、特許数、ライフサイクルコストの削減額など、社会に還元されることが、国民目線でわかりやすく表現できる形に見直すべき。(独立行政法人港湾空港技術研究所運営費交付金(研究経費)(国土交通省))
- アウトカム指標について、例えば、事業種別を勘案してそれぞれに設け、 実績の推移を把握した上で受注に至るまでの各事業段階に対応させるなど、 PDCAサイクルの観点を踏まえたより適切な形に見直すこと。(国際交通分 野における途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援事業 (国土交通省))
- アウトカム指標の設定について、アメダス観測に特化した指標や、気象庁が提供する情報が防災・減災、国民の日常生活や産業活動につながるような 指標を検討すべき。(アメダス観測業務(国土交通省))
- 成果指標・活動指標について、政策目的との関係でわかりやすくなるよう、 事故数や死者数ベースにするなど、活動内容や成果等がよりはっきり示すこ とができるよう検討すべき。(道路事業(直轄・交通安全対策)(国土交通省)
- 効果をきちんと測定する仕組みを作るといった抜本的改善ができるまでは、 本事業は一旦廃止とする。(特殊自動車における低炭素化促進事業(環境省))
- アウトカム指標については、各年度の達成状況が把握できるような中間指標の設定について検討すべき。(燃料等安全高度化対策委託費(原子力規制委

員会)

- テーマ選定から評価まで同一機関によって行われているのは不透明である。 (食品健康影響評価技術の研究に必要な経費(内閣府))
- 日本語研修の効果が上がるよう、研修先・候補者の選定、効果を計る指標の設定、不合格者のフォローアップ・分析を含めて、検証を行うとともに、コストの削減を図るべき。(日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業(外務省))
- 各ステージ毎にきめ細かい評価基準を再設定し、また不断の見直しを行う ことが必要。(農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業(農林水産省))
- 地域ごとの定量的指標の経年推移をフォローアップし、事業評価に活かすべきである。(離島漁業再生支援交付金(農林水産省))
- NGOの育成のため,草の根技術協力の第三者評価を実施して検証を行い, その結果を踏まえて、NGO側の持続性及び他のスキームとの重複にも留意 しながら、より多くのNGOが参加できるよう、制度的な改善を図るべき。 (独立行政法人国際協力機構運営費交付金(技術協力)(外務省))
- 各自治体の検査数・検査方法を十分に把握しつつ、検査数や人口規模等の 地域の実情を踏まえた基準額に改めるとともに、検査方法や頻度の基準を設 定するなど制度の見直しを着実に行うことが必要。(感染症予防事業費等負担 金(感染症発生動向調査事業)(厚生労働省))
- 各種対策の効果を十分に分析した上で、より効果的な事業への移行を図る ことが必要。(公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数 料等)(厚生労働省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- また、適切な成果指標が設定されているとは言い難い。エネルギー政策に 関する認知、理解、行動までを目的とし、それに見合う成果指標を設定すべ きではないか。(広報に関する事業)
- 政府が行う広報関係事業については、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、最低限、「認知度・到達度等の広さを図る指標」及び「理解度・満足度等の深さを測る指標」を設定すべきではないか。その上で、目的によっては行動にまでつなげたか、指標として設定すべきではないか。その際に特に、費用対効果、広報の内容の質に重点を置いて行うことが必要ではないか。(広報に関する事業)
- 成果の検証は、「地域イノベーション戦略支援プログラム」及び「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」について、適切に行われているとは言い難く、売上・営業利益・市場規模など定量

的に効果検証を行った上で、検証結果を新規採択や事業の継続の是非に反映 すべきではないか。(イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科 学技術の振興に関する事業)

- ICT の高度利活用の推進に関する事業については、普及させるための具体 的な方法が不明であるなど、その成果が十分に検証されているとは言い難く、 他の地域にも普及・活用されているとは言い難い。普及の見込みの立てられ ない事業については、実証実験しないべきではないか。(ICT の研究開発及び 高度利活用の促進に関する事業)
- このため、防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、PDCAサイクルに関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもPDCAサイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。(基地周辺対策の推進に関する事業)
- その際、現在の地方に任せきりの姿勢であることを改め、交付金がどのように老朽化対策に重点的に投入されているのかについて把握・検証しその後に反映していくべきではないか。

交付金の地方の裁量は認めるとしてもアウトプット(成果)の評価は徹底 すべきではないか。地方のインフラ実態、更新コスト情報については、総 務省とも連携しつつ、検証可能な指標を導入すべきではないか。(総合的な 国土形成の推進に関する事業)

【平成 25 年公開プロセス】

- お金を出す一方で、その分配について戦略性がなく、明確な成果目標がない。国がお金を出す以上、この点を明確にする必要がある。(都道府県警察施設の耐震改修(警察庁))
- 農産物に対する信頼度等の指標を設定し、風評被害対策全体としての目標 を明らかにすべき。(農産物等消費応援事業(復興庁))
- ニーズを証明する観点からも利用者数の把握など、実態を示せる指標の設 定を検討していく必要がある。(地域公共交通確保維持改善事業(復興庁))
- 定量的な成果目標を設定し、かつ、成果管理ができる仕組みを構築して、 事業の抜本的な見直しを行うべきである。(全国的視点に立った人権啓発活動 の実施(法務省))
- 援助の目標設定や効果測定が不十分であり、PDCAサイクルの確立を含めた有効な援助の仕組みを整備すべく、援助のあり方を抜本的に見直すべき。 (貧困農民支援(無償資金協力)(外務省))
- 本事業の目標は、予算措置による導入見込み量となっており、政策的にど

- こまで推進するかが不明。事業目標の設定やその検証方法を検討すること。 (独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金(経済産業省))
- **売上げの増加率等、的確な指標を再検討する**こと。(地域商業再生事業(経済産業省))
- 航空保安施設の維持更新費用や利用者側のコスト縮減効果など効率化の観点が反映された成果指標を設定し、VORの縮退を着実に進めるべき。(航空路整備事業(航空保安施設整備)(国土交通省))
- 成果指標について、事業目的である利便性や安全性の向上に着目したものとするべき。(鉄道駅総合改善事業(国土交通省))
- 職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を 実施していくべきである。(受刑者就労支援体制等の充実(法務省))
- 相手国政府による事業成果の報告の徹底等を含め、見返り資金のあり方に ついても、見直しが必要。(貧困農民支援(無償資金協力)(外務省))
- 大学の教育研究水準向上のための評価手法、情報公開の改善が必要。日本 人学生の英語授業前後の成績の公表と、さらに大学教育の全般にこの事業が どのような成果があったかということを明らかにして公表すべき。(大学の国 際化のためのネットワーク形成推進事業(文部科学省))
- 本事業の効果としての工賃の伸び率を明確化するなど、相関関係の明確化 を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(工賃向上計画支援事業(厚生労働 省))
- 予算の適正な使用や効果の分析、労働災害防止の強化の観点から事業内容・ 実施方法の抜本的見直しを念頭に更なる見直しを行うことが必要。(東日本大 震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業(厚生労働省))
- 〇 職業訓練の種目が建設関連に偏っている傾向があるなど、今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきである。(受刑者就労支援体制等の充実(法務省))
- 本事業の成果を活用し、社会還元のために効果的な手法について検討し、 改善の措置を講ずること。(生活支援ロボット実用化プロジェクト(経済産業 省))
- 本件事業に続く事業の実施にあたっては、本件事業の成果を見ながら、次 の段階に進んだ方が良いのではないか。(次世代エンジン主要構成要素の研究 試作(防衛省))

3 事業の有効性

- ⁄ (2) 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較して` より効果的に又は低コストで実施できているか。
 - □ コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すことや、同じ予算でより多くの成果を 引き出すことができないか。
 - · 外部委託の活用によりコストを縮減できないか。
 - 既存のストックの有効活用がされているか。
 - 他の支援メニューとの統合や一体的な実施ができないか。
 - 民間からの寄付等をつのることができないか。
 - ・ 諸外国、民間、地方公共団体等における事業実施の方法等に関し、より少ないコストで同様 の効果が得られているものがある場合、その方法を用いることはできはないか。
 - □ 点検の充実・強化等により安全や機能性を確保することで、施設や機器等の活用期間を長期化できないか。

【平成 28 年公開プロセス】

- JSCありきではなく、民間実施の可能性について、同一条件で比較・検 討を行うべき(災害共済給付事業(文部科学省))
- とりわけ、機能訓練は、今の形では存続せず、他の類似事業に委ねることを含めて抜本的に見直す必要があり、健康手帳は、電子化を含め内容や周知の方法を大きく見直すことを検討する必要がある。(健康増進事業(健康相談等)(厚生労働省))

<u>【平成 27 年秋のレビュー】</u>

- 産業政策においては、自立的事業の創出支援が目的であり、モラルハザードを起こさないためにも、投融資、信用保証等による有償資金の供給が主な支援手法として採用されるべき。仮に補助金を使うにあたっても、基本的に利子補給にとどめるべき。(地方創生関連事業(Ⅱ) ローカル・イノベーション)
- 助成金の配分に当たっては、各競技団体の財政状況を考慮することとされているが、単純に赤字団体への補助率を高めるのではなく、一定の負担を求めつつ、各競技団体のコスト削減努力や自己収入増加努力を適切に考慮すべき。(2020年東京オリンピック・パラリンピック関連(Ⅰ)スポーツ関連予算)
- 「京」の保守及びポスト「京」の開発・整備・保守にあたっては、この 事業の性質上、特定の業界、特定の企業のみが関係するものとなっている ことから、コスト抑制のための検討を、海外比較等、様々な角度から行

- い、専門家による検証なども踏まえるなどして、国費投入額の削減に努力 すべき。 (科学技術ビッグプロジェクト (I) スーパーコンピュータ)
- 「きぼう」への民間研究委託(有償利用)についても、価格設定などを 見直した上で促進すること等により、民間資金の一層の活用を図るべき。 (科学技術ビッグプロジェクト(II) 国際宇宙ステーション(ISS)開 発に関する予算)

【平成 27 年公開プロセス】

- モデル性を重視するのであれば、より多くの提案の中から優れたものを 選ぶことができるようにすること、調査委託という手法について再検討す ること、すでに実施されている優れた取り組みについて調査し、モデルを 示すこと、産業連関表を利用するなどして効果を評価し公表することなど が必要。(機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(総務省))
- 管理処分業務の外部委託にあたっては、これまでの市場化テストの 導入 の効果を踏まえながら、地域の実情も考慮した調達に努めていくこと。 (普通財産管理処分経費(財務省))
- これまでの交渉状況を踏まえて廃止基準を再検討したり、代替案の提示を含めた交渉手順を明確に設定したりするなど、特定の利用者等の同意を必要としない調整プロセスを再検討すべき。また、例えば休止や無償譲渡なども視野に入れて、廃止や撤去に至るまでの多様なプロセスを検討・策定すべき。(航路標識整備事業(国土交通省))

<u>【平成 26 年秋のレビュー】</u>

○ オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討 すべきではないか。(時代に即した国勢調査の実施手法の在り方)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 財政難の中、行政が何でもやる時代は終わり、市民のパワーをいかに活か すかが重要。 そのために、行政は課題を含む情報をオープンにし、市民に働 きかけ、市民も要望を出すだけでなく、動ける人は困っている人を助ける、 そのような社会を目指すことが重要。(第5回「ITを活用した行政の革新」)
- データや論理だけで演繹的に完璧な政策を作り出せるというデータ万能主義は、行き過ぎた考え方。むしろデータ・経験などを多くの人に可視化していくことで政策の改善を図ることを考えていくべきではないか。(第9回「政府の機能強化と守備範囲」)
- 行政は住民が収めた額以上の公共的事業はできない。高度経済成長期と違

って、今は行政ができることが小さくなる時代。何らかの形で公共的事業を 支えないといけない。それをどう楽しくデザインするかが大事。住民が公共 的な事業に参加するときのやりがいを作ることが大事。 (第10回「未来をつ くる最初の一歩」)

【平成 26 年公開プロセス】

- NGOの育成のため、草の根技術協力の第三者評価を実施して検証を行い、その結果を踏まえて、NGO側の持続性及び他のスキームとの重複にも留意しながら、より多くのNGOが参加できるよう、制度的な改善を図るべき。(独立行政法人国際協力機構運営費交付金(技術協力)(外務省))
- 各自治体の検査数・検査方法を十分に把握しつつ、検査数や人口規模等の 地域の実情を踏まえた基準額に改めるとともに、検査方法や頻度の基準を設 定するなど制度の見直しを着実に行うことが必要。(感染症予防事業費等負担 金(感染症発生動向調査事業)(厚生労働省))
- 各種対策の効果を十分に分析した上で、より効果的な事業への移行を図る ことが必要。(公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料 等)(厚生労働省))
- 耐用年数の見直しによる使用年限の延長も検討すべきではないか。(潜水艦の主蓄電池の換装及び購入(防衛省))

【平成 25 年秋のレビュー】

○ 官民の役割分担も不明確であり、民間のニーズの把握も欠如していると判断されるが、仮に民間ニーズがあるのであれば、民間資金の活用を視野に入れるべきではないか。(広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用(内閣府))

【平成 25 年公開プロセス】

- 維持管理コストの削減のみならず、土地の有効活用の観点から、地域住民の ニーズの反映方法や民間事業者への使用許可等の活用方法を検討すべき。また、 民間の知恵を活用してPFIを導入する等を検討しても良いのではないか。 (周辺財産の財産管理における緑地整備事業及び除草工事(防衛省))
- 点検とメンテナンスの合理化、全国でのベストプラクティスの共有などを進めるべき。(交通安全施設(信号柱)の老朽化対策(警察庁))
- 占用料のメリハリをつけるなど、予算以外についても防災についてインセン ティブを与える方法を検討すべき。(道路事業(直轄・無電柱化推進)(国土交 通省))

○ 会計上の耐用年数によることなく、実際の信号柱ごとにきめ細かい点検を行って判断するように改めることが望まれる。(交通安全施設(信号柱)の老朽化対策(警察庁))

3 事業の有効性

- (3) 活動実績は見込みに見合ったものであるか。
- □ 活動指標として、各事業における事業の箇所数、件数、人数等の事業の活動内容について定量的に説明できる指標が設定されているか。
 - 活動実績として単に予算額がレビューシートに記載されていないか。
- □ 活動実績が十分に把握されているか。事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 事業実施の背景にある課題や、事業の進捗・事業への参加を阻害する要因が十分に分析 されているか。
 - 予算の支出先やその費目・使途の十分な把握が行われているか。
 - 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がレビューシートに記載されているか。
- □ 毎年ニーズを適切に把握し、必要な活動見込みが立てられているか。

【平成 28 年秋のレビュー】

○ 両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見 込みが適切に精査されているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰 資金について国庫返納をすべきである。(基金に関する事業)

【平成 28 年公開プロセス】

○ 27年度執行実績を踏まえ、執行額の太宗を占める技能向上支援助成について企業規模や対象者の年齢などを加味して助成内容をよりきめ細かく設定し直すことで予算額の抑制を図るなど、本助成金全体として予算規模の適正化を図ることが必要。(建設労働者確保育成助成金(厚生労働省))

<u>【平成 27 年秋のレビュー】</u>

- 事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているが、これは、需要の把握、事業の進捗管理が不十分であったことから、事業の執行計画に無理が生じていたからではないか。これを踏まえれば、使用見込みの低い資金が滞留していると考えられることから、事業の執行計画を再精査し、余剰資金は国庫返納すべき。(基金に関する事業)
- ポスト「京」の開発については、約1,100億円という多額の国費投入が見込まれているが、これに見合う成果として、どのようなものが期待されているのかについて、国民に分かりやすく説明すべき。 (科学技術ビッグプロジェクト(I) スーパーコンピュータ)
- 「きぼう」を利用した研究については、現状を見ると、一部評価結果は 公表されているが、その内容は評価というよりも研究結果の広報となって いる。今後は投入予算に見合った科学的成果があったか、「きぼう」で行

う必然性があったかについて専門家による厳格な審査を行い、その内容・ プロセス・評価結果を透明化し広く国民に公表すべき。 (科学技術ビッグ プロジェクト(Ⅱ) 国際宇宙ステーション (ISS) 開発に関する予算)

【平成 27 年公開プロセス】

- 国際機関における邦人職員数を「望ましい職員数」に近づけるためにも、 本事業を全般的に一層強化することが望まれる。(国際機関職員派遣信託基 金(IPO)拠出金(外務省))
- 調査の対象をより明確にしつつ、適用事例を積極的にPRするなどして、 実績を上げるべき。(官民連携基盤整備調査費(国土交通省))
- 複数年にわたり予算と実績を比較する等を通じ、必要となる額の見込みに かかる精度を上げるとともに、無駄が無いかをチェックしていくべき。(多 国間・2国間交流(防衛省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 先行事業のこれまでの執行実態によれば、制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、住宅オーナー側の意欲の減退が見込まれることから、前年と同様の予算要求額は、明らかに過大である。(住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)
- 事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執 行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の 進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。(基金に 関する事業)

【平成 26 年公開プロセス】

○ 毎年、同じ程度の件数・予算となっており、必要な検査等を実施できてない可能性があるのではないか。(食の生産資材安全確保対策事業(農林水産省))

【平成 25 年公開プロセス】

○ 実際のニーズに応じた基金交付額の算定や、基金としての実施の必要性の 検討といった意見を検証し、適切に制度改正を行うことが必要。(介護基盤緊 急整備等臨時特例交付金(厚生労働省))

3 事業の有効性

- (4) 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。
 - □ 整備された個々の施設・設備の現況など事業の成果物の活用状況について適切に把握しているか。
 - □ 施設·設備や事業の成果物が未使用又は使用実績が著しく低いといった状況になっていないか。また、その原因を分析し、必要な対応がなされているか。
 - □ 事業から得られた成果物の全国への普及が図られているか。
 - □ 施設・設備の整備及び維持管理について、現況や保守費用等も踏まえた上で、優先順位 や採択基準を明確にして、計画的・効率的に整備、改修等が進められているか。

【平成 28 年公開プロセス】

- ねんきん定期便に要する費用を合理化するため、ねんきんネットの普及を さらに戦略的に推進するとともに、作成・発送準備の作業や調達方法を精査 する必要がある。(ねんきん定期便(厚生労働省))
- **当該事業で整備されたデータを今後アップデートしていく際に、方針を明確にすべき。**(風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 (環境省))

【平成 27 年秋のレビュー】

- 全国学力・学習状況調査については、研究テーマを文部科学省から示すことになる公募研究だけでなく、新しいアイデアが研究者の側から出てくるよう、調査結果を幅広く開示すべき。このことは、文部科学省の研究・政策について幅広い視点から再検証するためにも重要。(子供の学力向上(I)義務教育、全国学力テスト)
- 「京」の利用者の選定手続については、この巨額を要したプロジェクトの成果を広く社会全体で享受できるようにするためにも、公表の範囲を拡充し、透明性を高めるべき。(科学技術ビッグプロジェクト(I)スーパーコンピュータ)
- 〇 地域プラットフォームの形成促進に当たっては、先進的な地方公共団体の 取組による効果等を調査・分析し、横展開を図るべき。(PFI 手法等を活用し た効果的・効率的なインフラ整備の推進)

【平成 27 年公開プロセス】

○ 利用率で補助決定をするのではなく、将来の利用や、利活用の中身について十分考慮して整備を進めるべき。また、補助率も地方にとっては厳しすぎる場合があることを考慮すべき。(情報通信利用環境整備推進事業(総務省))

- 地域中小企業にとってニーズのある事業が実施されるよう、商談後の成 約状況もチェックする、海外展開後の持続可能性についても評価に加味す るなど、事業スキームを工夫すべき。(中小企業の海外展開支援(中小企 業・小規模事業者海外展開戦略支援事業、地域中堅・中小企業海外販路開 拓支援事業(経済産業省))
- 成果については、学協会規格への取り込みなどによって民間事業者の取 組に反映させるとともに、諸外国と共有の上、各国の安全対策の向上に貢 献することも政策的な目標とすべき。(高経年化技術評価高度化事業(原子 力規制委員会))

【平成 26 年秋のレビュー】

- 研修の手法として、e-learning 等を通じ多数が参加できる基礎的な研修と 参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきでは ないか。成果の横展開を図ることも重要ではないか。(女性活躍・子育て支援 に関連する事業)
- 活動内容について国が評価する仕組みを検討し、活動に関する具体的な情報やその成果・評価をホームページにおいて公表するとともに、横展開できているかを把握・評価する仕組みを導入すべきではないか。(水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割)

【平成 26 年公開プロセス】

- 〇 **事業の水平展開が効果的に行えるように工夫すべき。**(女性研究者養成システム改革加速事業(文部科学省)
- フォローアップの強化、成果を埋もれさせない努力を継続・強化・明示化 する。(農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業(農林水産省))

<u>【平成 25 年秋のレビュー】</u>

○ ホームページで一元的に載せることも重要だが、ただ載せるだけでなく、「伝わる」ことを念頭において広報を行うべきではないか。政府の公用文書について検索が効率的にできるようにする工夫が必要ではないか。また、司令塔を置いて効率的に行うべきではないか。(広報に関する事業)

【平成 25 年公開プロセス】

○ 各システムの利用率向上のための問題分析を行い、対策を講じるべき。そのためにも利用者側のニーズを十分把握すべき。(総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(総務省))

- **先進事例を全国に普及させるよう適切な手段を講ずるべき。**(民間まちづくり活動促進事業(国土交通省))
- 引き続き、稼働状況等の的確な把握を行い、あらかじめ配備基準を策定することを検討の上、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めること。また、最新の技術動向を踏まえるとともに、故障等による保守費用・期間も考慮の上、法定耐用年数にとらわれず、計画的かつ効率的な更新を行うなど、引き続き、可能な限りコスト削減に努めること。(X線検査装置整備等経費(財務省))
- 〇 **長寿命化計画等の策定を進め透明化を図るべき。**(河川・ダムの維持管理事業(国土交通省))

4 その他

関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

- □ 既存、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で関連事業が実施されていることが把握できているか。関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉えているか。
- □ 関連事業を所管する部局間・府省間で役割分担が適切になされているか。重複排除の徹底 や、より効果的・効率的な事業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確化な ど、十分な調整・連携が図られているか。
- □ 各部局が垣根を越え協働することにより、課題解決力を強化できないか。

【平成 28 年秋のレビュー】

- これらの事業については、重複を排除するとともに、縦割りの弊害が生じないよう政府全体の司令塔の下で連携して、効果的・効率的に取り組むべきである。(成長戦略の推進①(IoT関連事業))
- 経済産業省と環境省の事業の重複を排除するとともに、これまでの事業の成果を踏まえた支援メニューの再考と重点化、さらには窓口を一本化するなど効率的な事業実施体制の確保に取り組むべきである。(国際協力②(二国間クレジット))

【平成 28 年公開プロセス】

- その上で、自治体や民間等、関係者の役割分担を整理した上で、地下街に おける安全性確保の取り組みを強力に促す仕組みについて検討すべき。(地下 街防災推進事業(国土交通省))
- 技術開発要素の高い事業のため、一定の国の負担を行うことはわかるが、 実用可能性を踏まえながら民間との役割分担について再検討し、国の支援の 対象を見直すべき。(未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築実証事業(経済産業省))

【平成 27 年秋のレビュー】

- 「小さな拠点」を整備する必要性は認められるが、今回、「新型交付金」が創設されることを踏まえ、既存の3事業について、補助金等を利用する自治体側の立場に立ち、改めて、事業の整理・統合等を含めて、その在り方を抜本的に見直すべき。(地方創生関連事業(Ⅲ) 小さな拠点)
- 「リーディングプロジェクトの推進」については、既存事業との目的の 違いが明確でなく、資金配分についても過大であり、既存事業の範囲内で 実施することを含めて再検討すべき。(2020年東京オリンピック・パラリ ンピック関連(II) 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連予算)
- 省エネ設備のリース導入支援は、本基金事業以外の事業においても実施 されており、終了期限の延長を行ってまで実施する必要性は認められない

ため、終了期限をもって、本基金事業での支援を終了すべき。 (基金に関する事業)

【平成 27 年公開プロセス】

- 被災地においてNPO等が実際に担っている役割を考慮して支援内容を 再構築すべき。(NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業(復興庁))
- 見直し案にある、現在の中国帰国者定着促進センターは廃止し、その機能を首都圏中国帰国者支援・交流センターに統合して日本語教育、基本的生活指導等の支援を実施することに加え、管理部門の合理化、首都圏中国帰国者支援・交流センターの施設の活用等により重複がないように内容を見直して全体としての運営費の縮減を図ることが必要。(中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業(厚生労働省))
- 北海道を対象とする長期的計画は必要だが、北海道庁の仕事との整理等を 検討すべき。(北海道総合開発推進調査費(北海道開発計画調査等経費)(国 土交通省))
- ビジネスモデルを確立するためには、国の役割、自治体、事業者の役割を明確にし、いつまでもモデル事業を続けることにならないよう、事業を見直す必要がある。 (我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (ビジネスモデル支援) (環境省))

【平成 26 年秋のレビュー】

- O 同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、 各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべきではないか。(地 方の創生・活性化に関連する事業)
- 同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、政策効果 を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではない か。また、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めると ともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきで はないか。(地方の創生・活性化に関連する事業)
- 教育部局と社会福祉部局との連携が未だ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービスの提供がなされているとは言い難い。例えば、事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合を更に推進すべきではないか。(女性活躍・子育て支援に関連する事業)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

○ プロジェクトが揉めるのは、事業の背景と目的について、大きな方向性が

共有されていないとき。その解決は、役割分担の明確化ではなくて、共有プロセスのデザインが重要。それができていれば、多少のずれがあっても日本人はカバーし合うのが得意。(第6回「行政の現場」)

【平成 26 年公開プロセス】

- 子ども・若者育成支援という施策の中で、内閣府が果たすべき役割を明らかにした上で、子ども・若者育成支援地域協議会の位置付けを含め、内閣府としての施策の在り方を抜本的に再検討する必要がある。(子ども・若者育成支援推進経費(内閣府))
- 大綱、計画に基づく、各省、地方公共団体施策の進捗管理について、内閣 府のリーダーシップの強化について検討すべき。(地震対策等の推進費必要な 経費(内閣府))
- 27 年度以降の主体となる作業システム普及事業については、一般的な林業振興策との違いを明らかにし、復興事業として行う必要性・期間について整理する必要がある。(震災復興林業人材育成対策事業(復興庁))
- 他省庁や独法、自治体の事業にて十分に対応できるものであり、他の事業 との連携・統合や、自治体の施策への一任を検討すべき。(新事業活動・農商 工連携等促進支援事業(中小企業・小規模事業者連携促進支援事業)(経済産 業省))
- 国道と地方道の全体を見渡して、道路管理者・警察・学校等のハード・ソフトのトータルの取組みで、最も成果が上がるように事業を実施すべき。(道路事業(直轄・交通安全対策)(国土交通省))

【平成 25 年秋のレビュー】

○ 在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業の役割分担に関する説明が 不十分であり、より具体的な役割分担が必要ではないか。

在外公館は、当該国における企画・立案の司令塔としての役割や現地の政治的ネットワーク構築等に重点化する一方、国際交流基金は、専門性を活かした事業に重点化するなど、両主体の役割分担のあり方を明確化するべきではないか。(広報に関する事業)

○「環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体」については、事業間の役割が整理されているとは言い難く、解決すべき政策課題の設定、目的・目標の明確化、戦略の策定を行った上で、事業を整理すべきではないか。(地球温暖化防止等に関する事業)

【平成 25 年公開プロセス】

- 補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在も あり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(特定地 域再生計画の推進に必要な経費(内閣府))
- 一般会計等も含めて他の研究予算との重複の排除や連携、具体的な成果を 明確にすることについて引き続き留意しながら予算を執行し、これらの点を レビュー等を通じて国民にも分かりやすく示す必要がある。(放射性物質・災 害と環境に関する研究(復興庁)
- **必要性と重複についても十分確認すべきである。**(小型航空機搭載用高分解 能開口レーダーの研究開発(総務省))
- 〇 他省庁との類似事業の一本化・連携が必要であり、総合的研究体制にすべき。(農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発(農林水産省))
- 他省庁ではなく経済産業省が支援を行う目的を、より明確化すること。 他省庁事業との役割分担を政府全体で整理するなど、他省庁との連携強化等 を検討すること。(IT 融合システム開発事業(経済産業省))
- 〇 そもそも独立性や重複の検討が十分になされていない。(海底下 CCS 実施のための海洋調査事業 (環境省))

行政事業レビュー外部有識者点検における留意事項

- 1 一者応札の点検・見直しの視点
- 的確な要因分析
- □ 一者応札となっている要因を的確に分析して改善策を講じているか
 - → 入札不参加業者にアンケートを行いその結果を踏まえて改善策を講じたり、当該分析に当たって第三者の知見を活用したりして、要因ごとに対応する改善策を講じる必要がある。
- 競争性を高めるための工夫
- □ 仕様の要件を緩和することはできないのか
 - → 業者にとって仕様で求められる要件が過度に高度な技術水準であったり、制限的なものと考え たことから入札を辞退することは多い。各省において、求めるスペックは事業の実施において真 に必要とする水準であるかなどを見直す必要がある。

このほか、発注規模、入札参加資格の設定、履行場所等の地勢要件の制限が障壁となっている 例がある。特に、電力のように調達に係る情勢が変化して複数者応札となり得る環境が整って いるものについては、従前の発注単位を見直すなど競争性をより高めるための検討を積極的に 行う必要がある。

- □ 仕様の内容が既存の契約業者や特定の事業者に有利なものとなっていないか
- → 新規参入業者は既存の契約業者に比して、業務履行のノウハウがない故に業務の履行に当たって発生し得るリスク(例:業務の引継ぎが円滑に行われないことによる損害)を過剰に捉える可能性がある。発注者は常に既存の契約業者が有利に立っていることを前提として対応をする必要がある。

このほか、契約履行期間等の業務内容が既存業者や特定の事業者の業務を前提としている、(システムについて) 仕様内容がオープン化されていないことが障壁となっている例がある。

● 入札情報の周知徹底

- □ 入札参加者を発掘する努力をしているか
 - → 入札公告を掲示する「待ち」の姿勢ではなく、例えば、調達予定の段階で事前に公表して周知したり、調達情報メールマガジンを配信したりするなど、国から業者に対して積極的に情報提供して新たな入札参加者を発掘する必要がある。

このほか、公告期間を延長して周知期間を長く設けている府省もある。

- 2 随意契約の点検・見直しの視点
- 的確な要因分析
- □ 随意契約の理由は、真に随意契約によらなければならない合理性あるものであるか。
 - → 国における調達は競争入札が原則であり、随意契約は例外である。なお、随意契約とすることが認められているものの例は別添を御参照。
- 競争性を高めるための工夫
- □ 仕様の要件を緩和することはできないのか
- → 仕様の要件を満たすのが1の業者に限られることを理由に随意契約としている場合、その要件 は業務の履行に真に必要なものなのかを見直す必要がある。また、業務内容が特定の事業者の業 務を前提としていないかどうかを見直す必要がある。

このほか、随意契約の理由を検討するに当たっては、最新の情勢を把握する必要がある(電力のように情勢が変化して現在では競争入札に移行できる分野もあり、このような分野については、従前の発注単位を見直すなど競争性をより高めるための検討を積極的に行う必要がある。)

- □ 随意契約から競争入札へ移行可能な部分を切り出すことはできないか
 - → 契約内容の全てを競争入札へ移行することができない場合であっても、発注単位の見直しにより競争入札へ移行することが可能な部分を切り出すことができないかについても検討する必要がある。
- 調達コストの削減
- □ 随意契約であっても調達コスト削減に向けた努力をしているのか
 - → 有利な価格による契約の締結は常に留意すべき原則であり、見積書をより多く徴したり、業者が提出した見積書における人件費や材料費等の積算根拠の精査等による価格交渉を行ったりするなどして随意契約であっても競争入札に比べて不当に割高な価格とならないようにする必要がある。

	契約	の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
	(1)	法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
1	(2)	条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
	(3)	閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明 示されているもの
	(4)	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
2		場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者 に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む)
3	官報	、法律案、予算書または決算書の印刷等
4		、ガス若しくは水または電話に係る役務について、供給または提供を受けるもの(提供 うことが可能な業者が一の場合に限る)
5	郵便	に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの)
6	再販 の購	売価格が維持されている場合および供給元が一の場合における出版元等からの書籍 入
7	美術的	館等における美術品および工芸品等の購入
8		目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能から提供をうけるもの
9	国の [:]	行為を秘密にする必要があるとき

事業番号

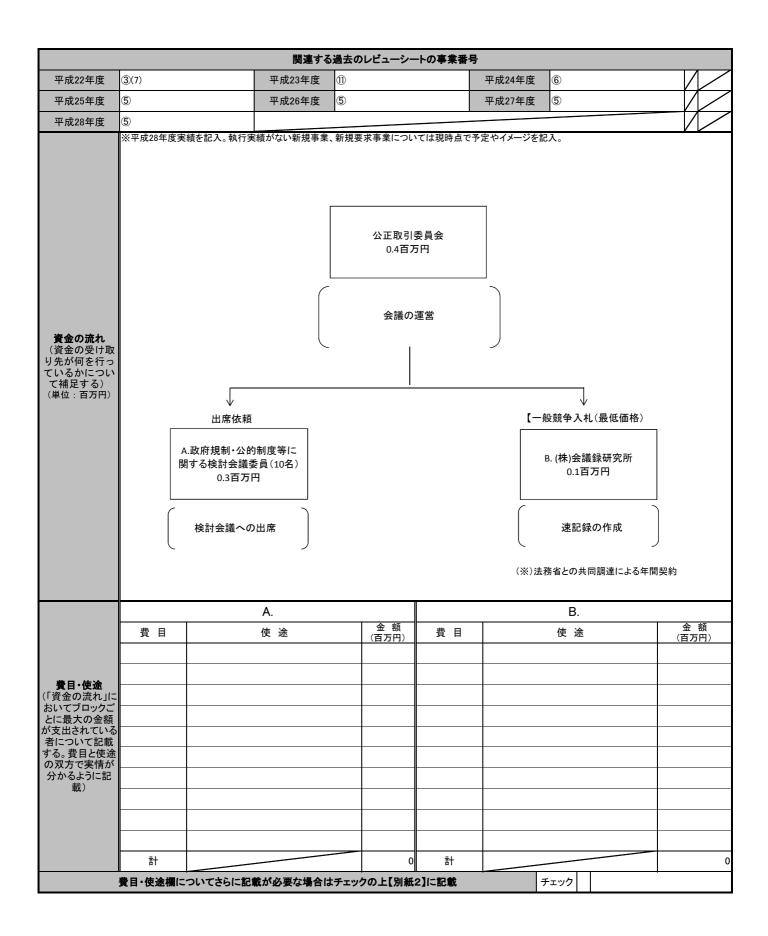
0005

										事 業		000			
			Z	平成 2	9年度行	政	事業レ	Ľュ·	ーシート	(公正取引	引委員会)		
事業名	政府規	制・公的制度	等に関する	検討会議			担当部	『局庁	経済取引局			作	或責任者		
事業開始年度	昭和	55年度	事業 (予定)	終了)年度	終了予定な	iι	担当	課室	調整課			藤井 宣明			
会計区分	一般会	計							•						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-						関係する通知		-						
主要政策・施策	_						主要	経費	その他の事	也の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)									競争政策の観かな市場環境を創		必要に応じて	提言等を行い	v, また, 各府 [:]	省に	
政府規制・公的制度の競争政策の観点からの提言等に る。また、競争評価の在り方については、経済学や規制の 5行程度以内。 別添可)					こつい の事前	ては, 経済 前評価の知	法や各分見を有す	∂野で知見を有 る有識者を招し	する有識者か いて検討を行っ	ら意見を聴取っている。	するなどして,	検討を行って	ί,		
実施方法	直接実施														
				26	年度		27年度		28年度	29年度		30年度要求			
		当初予	5算		1.4		1.3		1.3		1				
		補正予	5算		-		_		_		-				
	予算	前年度から	6繰越し		-		-		-		-				
予算額・	の状 況	翌年度へ	繰越し		-		-		-		-				
執行額 (単位:百万円)		予備費	等		-		-		-		-				
(+12.13)11)		計			1.4		1.3		1.3	1			0		
		執行額			1.3		0		0.4						
		———— 執行率(%)	90%			0%		32%						
		5算+補正予			90%		_		32%					_	
	<u> </u>	執行額の割合 歳出予算目		29年度	当初予算	3	80年度要求	रे			主な増減理	#			
		諸謝金			0.3										
		委員等旅費	貴		0.5										
平成29·30年度 予算内訳 (単位:百万円)	経	済実態等調			0.2										
		計			1		0								
	定	量的な成果	目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 年度	目標最終:	年度 度	
成果目標及び 成果実績							成果実績	-	-	-	-	-	-		
(アウトカム)	_			_			目標値	-	-	-	-	-	-		
							達成度	%	-	-	-	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	_		•						•				•		

				定量的な目標	が設定できない理由			定性的な	:成果目標と	26~28年度 <i>0</i>)達成状況・	実績		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	がほい現	■的な 設定で 理由及 内な成 標	できな び定	政府規制・公的制度等に関中心であり、政策への反映状ることは困難である。										
[標の設				代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度 年度		
足が				検討会議により得られた		実績		8,607	3,929	16,133				
困難		集の妥 倹証す	と当性	提言等を、規制・制度を所		目標値		3,000	3,000	3,000				
な場合	めの	めの代替的な 達成目標及び 実績			ホームページ(検討会議 の成果物である報告書等) のアクセス件数	達成度	%	266.8	130.9	538				
,	舌動:	指標。	なな	活動技	指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込		
	活動実績(アウトプッ		痩	ᄊᆗᄼᆓᄼᄜᄱᄆᄣ		活動実績	回	8	0	4				
1) (°)	検討会議の開催回数		当初見込み	回	7	7	7	6			
				算出村	根拠		単位	26年度	27年度	28年度	28年度 29年度活動見			
			- LJ	₩-1 V - X-18 III I - IZ .	7 # M /88 #4 C1 #4	単位当たりコスト	円	156,952	0	103,274	1(66,667		
		コスト		検討会議開催に係る なお, 競争評価の実施状況の 発生し ⁷	D検証については、コストは	計算式	円/回	1,255,612/8	-	413,095/4	1,00	00,000/6		
			政策	競争政策の普及啓発等 3										
			施策	競争的な市場環境の創出の	ための提言等 3-3 									
				定量的	指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標年度 年度		
				-		実績値	-	-	-	-				
						目標値	-	-	-	-				
正	b	政策評	測定指:	定性的指標	目標		目標年度		施領	策の進捗状況	記(目標)			
正多言作	食平面、	価	指標						容の向上を図			争評価の定着 ニ対して競争政		
	¥			各府省における規制の事前					施贫	まの進捗状況	兄(実績)			
	寄・材及写生アフ			評価に当たっての競争評価の 定着及びその内容の向上に る各府省に対する競争政策の 定着状況	よその内容の向上を図るこ	とによっ	29年度	リエナはじゅ。夕立少にわけて担切の東莞邨体に出た。その籍						
2			±≥≑-		得にわた坦言な 担制・制度	た正竺ナ	スクホが	胆のみたこす	* 広/国知士	スーレ(+ ※4	るめたま担理	培太創山 オスレ		
	ן ב			会職を開催し、同会職により 標を達成するのに資する。	付り10に使言で、呪制"利戌	マグリ 目 9	ぎする行政機関のみならず広く周知することは、競争的な市場環境を創出すると							

クラム		改革項目	分野: -				_				_	
ムとの関			KPI (第一階層)		単位	計画開	開始時年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標靠	最終年度年度
係		第 K 二 P	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	成果実績		+	十八			-1-~		十以
	アク	階Ⅰ	l- 1	目標値	 I					+ +		
	シ経ョ済			達成度	%	1						
	・シ・財政		KPI (第二階層)		単位	計画開	開始時 年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標昂	最終年度 年度
	グリウス	 	Į.	成果実績								
	ラエ	層」	l l	目標値				 				
				達成度	%	<u> </u>		<u> </u>				
			本事業の	成果と改	Z 革項目	·KPIŁ0	の関係					
			事業所管部	は局による	る点検・	改善						
			項目	ing.		評価						
国費投	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。					0	由す制言い制にが規定を規策を対象にある。	競争を妨げ、「 請合もある。し こついて競争 と行うこと、ま 見制がもたら を定されるよ	市場メカニズ 既かった おいまい かいまい かいまい かいまい 一次 の観 いいまい 一次 一次 一次 一次 一次 でいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい	内容によって 「ムを通じた経 既に存在する。 から検討し、」 画影響を適いに は、競り、国 いであり、国 いであり、国	経済の発 政府規制 必要に、 各府 ・ 考慮した 場メカニ	腰を阻害制・公の提供を阻害を阻害を強めたるではいる。 お当にではいる。 たとでがある。 だしたがある。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで
入の必要性	地方目	自治体	、民間等に委ねることができない事業なのか。		0	ところ, 等につ めには	, 競争政策の ついて的確な t, このような	D観点から、〕 :提言等を行い :独立性及び	委員会であり 政府規制・公 い, その改善 専門性が必要 適当ではない。	的制度(等を実り 要であり	の見直し 現するた	
	政策目 事業が		達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で個	優先度の	高い	0	行うに成ります。	:は, 各分野で 堂に会した場 gとして検討: こわたる規制 いら適宜適切	で知見を有す での議論がる 会議の開催に が日々刻々。	議争政策の額よの でありまでありまから でありまめ要かつ適と変化する中 ででする中である中でである。	らの意見 , そのた 切であって, 競争	見聴取及 こめの達 る。また、 争政策の
	競争作	性が確	保されているなど支出先の選定は妥当か。			0						
			競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による3 応札又は一者応募となったものはないか。	支出のう [†]	5、		契約を	そ行っていると		8省との共同記 選定の際に入 いる。		
	'	競争忭	性のない随意契約となったものはないか。			無	C1~-	プルルコーニ	E 小に -	UO.0		
	受益す	者との:	負担関係は妥当であるか。			-						
	単位計	当たり:	コスト等の水準は妥当か。			0	旅費してい		ついては, 規	見則・統一単価	師に基づ	いて支出
事業	資金(の流れ	の中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	0	′ చ ం				
の効率性	費目・	·使途 <i>t</i>	が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			0			謝金及び速言 N限に限定し	記録作成のみ ている。	につい	て支出を
JE.	不用臺	率が大	きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			0	回となり	っていること	などに起因す 会議で議論し	度の検討会議 する。これは, していただく論	調査を	行った分
	繰越額	顔が大	きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)									
	その作	也コスト	ト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。			法務省		達の手段を	当たっては, : 用いることに。			

成果実績は	:成果目標に見合ったものとなっているか。	0	平成28年度においては、競争政策の観点から介護分野について考え方を整理した。これによって、多様な事業者の新規参入が進み、必要な介護サービスの供給量が増加するとともに、利用者に提供される介護サービスの質の向上が図られ、介護分野に係る課題の解決にも資すると考えられる。競争評価については、検討会議を開催し、競争評価の本格的実施に向けて検討を進めた。本格的実施によって、新設等される規制の競争への影響について各府省が説明責任を果たすことにつながると考えられる。また、平成28年度において、代替指標の実績(ホームページアクセス件数)は目標値を大幅に上回っている。以上のとおり、競争的な市場環境の創出に一定程度貢献できたと考えられる。
		0	有識者が一堂に会した場で議論を行うこと及び有識者間相 互で議論を行うことにより、個別の意見聴取等他の方法に比べて、効果的に意見聴取ができている。
活動実績は	見込みに見合ったものであるか。	Δ	平成28年度の検討会議について、7回の開催を見込んでいたところ、4回の開催であった。介護分野に関する意見交換会について、有識者の間で議論していただく論点が絞られていたため、2回の開催となった。競争評価検討会議については、平成28年度の前半は調整課において競争評価の本格的実施後の具体的スキーム案の検討に集中していたため開催せず、同年度後半に実施した2回の開催に留まった。
整備された	施設や成果物は十分に活用されているか。	0	検討会議の成果物である提言等は公表し、広く国民に周知することで競争的な市場環境の創出のために活用している。
点検結果	検討を行うことができた。また、政府規制・公的制度の検討会議の成果は	ま, 報告書	書として公表しているところ、 ウェブサイトへのアクセス件数か
改善の 方向性	引き続き、競争的な環境を創出するため、今後成長が期待される分野・	等につい	て,競争政策の観点から検討を行うよう努める。
	 外部有識者の所見	ļ	
·	行政事業レビュー推進チー	ムの所り	
· !	所見を踏まえた改善点/概算要求に	おける。	反映状況
	備考		
	事業実施においば	点検結果 検討を行うことができた。また、政府規制・公的制度の検討会議の成果にらも明らかなとおり、報告書が広く周知され、競争的な市場環境の創出にしたがって、引き続き、来年度以降も事業を実施する。 改善の方向性 引き続き、競争的な環境を創出するため、今後成長が期待される分野・ 小部有識者の所見 「行政事業レビュー推進チー」 「所見を踏まえた改善点/概算要求に	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。



支出先上位10者リスト

Α.

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A		検討会議への出席	0.1				
2	個人B		検討会議への出席	0.1				
3	個人C		検討会議への出席	0				
4	個人D		検討会議への出席	0				
5	個人E		検討会議への出席	0				
6	個人F		検討会議への出席	0				
7	個人G		検討会議への出席	0				
8	個人H		検討会議への出席	0				
9	個人I		検討会議への出席	0				
10	個人J		検討会議への出席	0				

В

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	㈱会議録研究所	6011101004370	速記録の作成	0.1	一般競争契約 (最低価格)			

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

ブロック 名	契 約 先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1								

介護分野に関する意見交換会について

1 趣旨

現在,我が国では,少子高齢化が進行し,社会保障制度の改革が最重要課題となっている。 介護分野については、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)におい て,高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保が求められている。加えて、「日 本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)において、介護分野について生産性向 上が求められているほか、公的保険外の介護予防や生活支援等のサービス市場を創出・育成 し、高齢者の選択肢を充実させていくことが求められている。

これらを踏まえ、公正取引委員会では、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、介護分野の現状について調査・検討を行い、競争政策上の考え方を整理することとした。

調査・検討を行うに当たっては、①多様な事業者の新規参入が可能となる環境、②事業者が公平な条件の下で競争できる環境、③事業者の創意工夫が発揮され得る環境、④利用者の選択が適切に行われ得る環境が整っているかといった点が重要であると考えられることから、主にこれらの点について調査・検討を行い、平成28年9月5日、「介護分野に関する調査報告書」を取りまとめ、公表した。

本調査・検討の一環として、有識者から介護分野の実態等に関する意見を聴取するため、 全2回の「介護分野に関する意見交換会」を開催した。

2 実績

- 第1回 平成28年4月19日 議題「参入規制の緩和等」
- 第2回 平成28年5月23日 議題「介護サービス・価格の弾力化(混合介護)」

3 座長・委員 〔五十音順、敬称略、役職は開催日時点のもの〕

- (座 長) 井手 秀樹 慶應義塾大学 名誉教授
- (委員) 齊木 大 株式会社日本総合研究所 創発戦略センターシニアマネジャー
- (委員) 鈴木 亘 学習院大学 経済学部 経済学科教授
- (委員)森 信介 一般社団法人日本在宅介護協会 副会長 (株式会社ニチイ学館 専務取締役)
- (委員) 八代 尚宏 昭和女子大学 グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科特命教授
- (委員) 結城 康博 淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科教授

事業番号

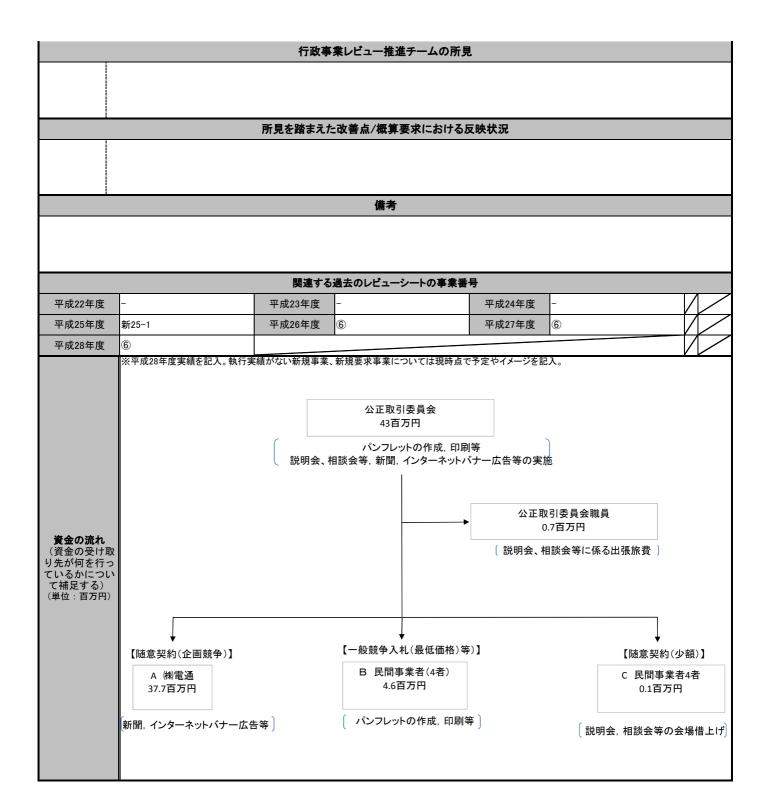
0006

			平成	,29年度行]政	事業レ	ビュ・	ーシート	ず本 (引委員会)
事業名	消費税	の円滑かつ適	正な転嫁の確保	に係る事業者向け広	報等	担当部	邓局庁	経済取引局取	双引部		作月	戊責任者
事業開始年度	平成	25年度	事業終了 (予定)年度	平成324	年度	担当	課室	取引企画課			佐久間 正	哉
会計区分	一般会	計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		を阻害する		確保のための消に関する特別措置		関係する 通知		・消費税の 基本的な方	円滑かつ適 i針(中間整	正な転嫁・ 理の具体((価格表示に	日閣議決定) 関する対策の F10月26日消費 本部決定)
主要政策・施策	_					主要	経費	その他の事	項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	税の円容など	滑かつ適正な	転嫁の確保のオ	に伴い発生してい。 こめの消費税の転り の作成・配布,新聞	嫁を阻	害する行為	の是正等	宇に関する特別:	措置法(以下,	「消費税転嫁	対策特別措置	法」という。)の内
本事業では、以下のような事業等を実施する。 ① 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を図るため、説明会を開催(移動相談会も合わせて開催)するとともに、事業者団体等が主催する説明会に講師を派遣する。 ② 消費税転嫁対策特別措置法等の内容やガイドラインなどについて事業者旨にわかりやすいパンフレット等を作成・配布し、周知を行う。 ③ 消費税転嫁対策特別措置法等の周知徹底を行うとともに、消費税の転嫁拒否等の行為について厳しく監視する姿勢を示すために、新聞広告やインターネット広告等を実施する。												
実施方法	直接実施											
				26年度		27年度		28年度		29年度	30)年度要求
		当初予	算	116.2		64.7		115.5		51.6		
		補正予	算	-		-		▲ 46.6		-		
	予算	前年度から	繰越し	-		-		-		-		
予算額・	の状況	翌年度へ	繰越し	_		-		-		-		
執行額	,,,	予備費	等	_		-		-		-		
(単位:百万円)		計 116.2		64.7		68.9		51.6		0		
		 執行額	72		46			43			_	
		執行率(%)	62%		71%		62%			_	
		算+補正予									_	
		竹額の割合	(%)	62%		71%		62%		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	当書和	歳出予算目 説転嫁等対策	-	年度当初予算	3	80年度要求	ζ			主な増減理	由	
		費 党転嫁等対策		49.3								
平成29·30年度 予算内訳 (単位:百万円)		費		49.3								
		その他		0		0						
		<u>計</u>		52		0					I	
成用只接及16	定	量的な成果	目標	成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度 32 年度
成果目標及び 成果実績						成果実績	%	96	91	87	-	-
(アウトカム)	32年度	説明会参加者に対する事 後アンケートにおいて平成 32年度に満足度が90%以 上となるようにする。		会参加者の満足	度	目標値達成度	% %	70 100	80 100	80 100	-	90
						~ 1%12	/0	1 .00	. 30			

活動指標及び	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
活動実績	説明会の開催及び事業者団体主催の説明会への講師	活動実績		89	78	109		
(アウトプット)	派遣回数	当初見込み		12	150	75	75	
活動指標及び	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
活動実績(アウトプット)	2. 71 O #7 # 00 #4	活動実績	部	120,099	364,221	264,650		
())100010	パンフレットの配布部数	当初見込み	部	3,613,000	500,000	500,000	500,000	
活動指標及び	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
活動実績 (アウトプット)	 違反事例パンフレットの配布部数	活動実績	部	305,550	20,546	15,007		
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	屋及事例パンプレグI:00iti-ii iip数	当初見込み	部	-	-	-		
活動指標及び	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
活動実績 (アウトプット)	 広告を掲載した新聞媒体等	活動実績	紙	74	74	74		
	A 口 と15戦のたが国外です	当初見込み	紙	-	-	-		
活動指標及び	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
活動実績 (アウトプット)	 インターネットバナー広告表示回数	活動実績	□	21,423,076	135,577,291	86,415,029		
(, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10万 不列へり 瓜白衣小白女	当初見込み	回	-	-	-		
	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年月	度活動見込
単位当たり	 説明会の開催及び事業者団体主催の説明への講師派	単位当たりコスト	円/回	14,917	18,674	5,354		
コスト	武明会の開催及び事業有団体主催の説明への講師派遣回数遣に係る費用/開催回数及び講師派遣回数	計算式	円/回	1327611/89	1456562/78	583553/109		
	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年月	度活動見込
単位当たり		単位当たり コスト	円/部	-	13.5	13.3		
コスト	パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用/印刷部数	計算式	円/部	_	4518720 /335050	3508920 /264650		
	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年月	度活動見込
単位当たり		単位当たりコスト	円/部	10	-	26.5		
コスト	違反事例パンフレットの作成・印刷・発送に係る費用 /印刷部数	計算式	円/部	3544560 /335550	-	396900 /15000		
	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年月	度活動見込
単位当たり		単位当たりコスト	円/紙	408,887	381,980	360,349		
コスト	広告掲載に係る費用/広告を掲載した新聞部数	計算式	円/紙	30257611/74	28266518/74	26665831/74		
	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年月	度活動見込
単位当たり		単位当たりコスト	円/回	0.5	0.1	0.1		
コスト	広告掲載に係る費用/インターネットバナー広告表示 回数	計算式	円/回	11080800 /21423076	7837136 /13557729 1	9368339 /86415029		

		政策	消費税の円滑かつ適〕	正な転嫁の確保 4									
		施策	消費税の円滑かつ適う	正な転嫁の確保 4ー	·1								
				定量的指標			単位	264	年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標年度年度
						実績値	_	-		-	-	-	-
政策評	政		_			目標値	-	-		-	-	-	-
評価、経済	政策評価	測定指標	定性的指標		目標		目標年	芰		施領	策の進捗状況	兄(目標)	
-		•						-					
財政再生ア			_	-						施统	策の進捗状況	兄(実績)	
クシ								-					
ョン					本事業の原	成果と上位	立施策・測定指標との関係						
プロ													
グ		かつi 改革	適正な転嫁に資する。 ┃ ┃										
ラムとの		項目						計画制	開始時			中間目標	目標最終年度
関係	アク	(第 _K		KPI (第一階層)					年度	28年度	29年度	年度	年度
	シ経ョ済	一階層				成果実績	-	-	_	-	-	-	-
	ン・ ・財	層 :	_			目標値	-		_	-	_	-	-
	プ政ロ再			KPI		達成度	%		開始時			中間目標	目標最終年度
	グ生 ラ ム	(第 第 K		(第二階層)			単位		年度	28年度	29年度	年度	年度
	4	二階 I				成果実績	-	-	_	_	_	-	-
		僧)	_			目標値 達成度	- %		_	-	_	-	-
					事業所管部								
					* *1**** PA		pt	評価			評価に関	 する説明	
	事業0							0	を価格な課題では、	ろへ転嫁しや 種になってい。 Fる観点から D円滑かつ遊	すい環境を繋るところ,消費 、法律が成立 正な転嫁に 「定められて	整備していくこ 責税の円滑か ∑し,同法にお 関する取組に	を中心に消費税 とが極いで重要 いつ適正な転嫁を いて、国は、消 こついて、徹底し 転嫁対策特別措
国費投入の必要は	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。						0	や指導 がある る 事業 は 申告	算等の中心と ら。また、移動 き者からの相 き者の保護の	なる公正取り 加相談会は、 談を受け付け り観点から、記	引委員会(国 転嫁拒否等 <i>0</i> けるところ、係	津を所管し、調査)が直接行う必要)が直接行う必要)被害を受けている相談への対応)中心となる公正 がある。	
性	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高 事業か。)高い	0	消費税率の引上げに際し、中小企業者等を中心に消費を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重な課題になっており、閣議決定で設置された消費税の円滑の かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部から、消費税の嫁対策等についての理解を深めてもらうための各種メディア・媒体を活用した広報や説明会の開催などが求められており、優先度の高い事業である。				とが極めて重要 消費税の円滑 いら、消費税の転 かの各種メディ

	競争性が確	保されているなど支出	先の選定は妥当か。	0	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を図
		競争契約、指名競争契 芯札又は一者応募とな	約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、 ったものはないか。	無	「るため、入札等を行うことで、コスト削減を行うとともに、メ 「ディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施を図」 」るため、企画競争を実施することにより、支出先を選定して
	競争怕	生のない随意契約とな	ったものはないか。	無	いる。
	受益者との	負担関係は妥当である	っか。	-	
事業	単位当たりコ	コスト等の水準は妥当:	<i>τ</i> ο\	0	パンフレットの作成に当たっては、効率的な事業の実施を 図るため、入札等を行うことで、コスト削減を行っている。また、メディア広報の実施に当たっては、効果的な事業の実施 を図るため、企画競争を行っているが、価格面についての審 査項目を設定した上で、他の審査項目の2倍の点数で設定 することにより、コストを重視している。
効	資金の流れ	の中間段階での支出し	ま合理的なものとなっているか。	-	
性	費目•使途か	が事業目的に即し真に	必要なものに限定されているか。	0	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の 防止という目的のため、真に必要な施策について実施してい る。
	不用率が大	きい場合、その理由は	妥当か。(理由を右に記載)	0	消費税率10%への引上げ時期が延期されたことに伴い、 当初予定していた活動等が実施できなかったため、不用率 が大きくなっている。
	繰越額が大	きい場合、その理由は	妥当か。(理由を右に記載)	-	
	その他コスト	削減や効率化に向け	た工夫は行われているか。	0	パンフレットの作成に当たっては、事前に配布先に対し、必要部数の確認を行うことで、無駄な印刷を行わないようにし、コスト削減や効率化を行った。また、消費税率10%への引上げ時期が延期されたことを踏まえ、効率的な予算執行の観点から、違反事例集及び消費税率の再引上げに備えて平成28年度予算で増額したメディア広報(拡充分)を見直す等、事業の見直しを行った(28年度補正▲46.6百万円)。
	成果実績は	成果目標に見合ったも	らのとなっているか。	0	説明会の満足度は、成果目標を上回っており,成果目標に 見合ったものであったといえる。
事		当たって他の手段・方 低コストで実施できてい	法等が考えられる場合、それと比較してより効果 いるか。	0	事業の実施に当たっては、消費税の転嫁拒否等の行為の 防止という目的のため、真に必要な施策について実施し、よ り効果的かつ低コストで実施するために入札等により支出先 を選定した。
- 業の有効性	活動実績は	見込みに見合ったもの)であるか。	0	消費税率10%への引上げ時期が延期されたことに伴い、実施できなかった活動もあったが、新聞広告やインターネット広告(注)等による集中的な広報事業や、消費税率10%引上げ時期延長に対応したパンフレットの改訂等を実施し、有効的な消費税の転嫁拒否等の行為の防止を図る周知を行った。 (注)平成28年度は、バナー広告の表示回数は前年度より減少したものの、パナー広告をクリックして消費税転嫁対策サイトに遷移した件数は増加している。
	整備された	施設や成果物は十分に	=活用されているか。	0	パンフレットについては説明会や事業者団体等への研修・ 講演の際において使用する等、十分に活用している。
		業がある場合、他部局 体的な内容を各事業の	・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役 D右に記載)	-	
	所管府省名		事業名		-
関連事業					
					-
点検・改	点検結果	消費税の転嫁拒否等慮しつつ、広報活動		報活動を	- 行うことは極めて重要な課題であるところ、効率性と有効性を
善結果	改善の 方向性	引き続き, 効率的か	つ有効性のある広報となるよう。 必要な見直しを行	いながら 	っ, 実施していくこととする。
			外部有識者の所見	ļ	



		A.(株)電通			B.(株)miura−ori lab	
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	消費税転嫁対 策等業務庁費	平成28年度における消費税転嫁対策のメ ディア広報等	37.7	消費税転嫁対 策等業務庁費	「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」 パンフレットデータの印刷製本, 放送, 梱包 及び発送	3.5
費目・使途 (「資金の流れ」に						
おいてブロックご						
とに最大の金額が支出されている						
者について記載する。費目と使途						
の双方で実情が分かるように記						
載)						
	計		37.7	計		3.5
	費目・使途欄に	ついてさらに記載が必要な場合はチェック	クの上【別紙	2]に記載	チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	㈱電通		平成28年度における消費 税転嫁対策のメディア広報 等	37.7	随意契約 (企画競争)	4		

В

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社miura-ori lab	/011101051544	「消費税の円滑かつ適正な 転嫁のために」パンフレット データの印刷製本,包装, 梱包及び発送	3.5	一般競争契約 (最低価格)	10		
2	勝美印刷株式会社	9010001001855	消費税転嫁対策に係るパンフレットのデータ改訂,印刷製本,包装及び梱包	0.4	随意契約 (少額)			
	株式会社アイピーティー	3012701010983	「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」の印刷製本	0.4	随意契約 (少額)			
4	株式会社アイピー ティー	3012701010983	「消費税転嫁対策特別措置 法」の印刷製本	0.3	随意契約 (少額)			

С

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	長岡産業交流会館	6110005011141	事業者向け説明会及び相 談会の実施に伴う会場借 料	0	随意契約 (少額)			
2	松本商工会議所	3100005006145	事業者向け説明会及び相 談会の実施に伴う会場借 料	0	随意契約 (少額)			
3	亀城プラザ	4000020082031	事業者向け説明会及び相 談会の実施に伴う会場借 料	0	随意契約 (少額)			
4	佐野市文化会館	6000020092045	事業者向け説明会及び相 談会の実施に伴う会場借 料	0	随意契約 (少額)			

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	プロック 名	契 約 先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1									

公正取引委員会における消費税転嫁対策の取組

転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な対処

1. 転嫁拒否等の行為についての相談窓口の設置

〇本局及び地方事務所等(全国のか所)で相談に対応

合計	5,650件
その他	245件
图出関係	1,299件
3条関係	4,106件

(平成25年4月から平成29年5月までの累計)

2. 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査・

移動相談会(平成29年5月末時点)

〇ヒアリング調査

941社) (延べ3,036の事業者団体及び納入業者等16,

〇移動相談会(215回)

※全国各地で移動相談会を実施しています。申込み方法など, 詳細は公取委ホームページを御覧ください。

3. 書面調査の実施(中小企業庁と合同)

〇平成25年度に, 15万件の書面調査を実施

大規模小売事業者及び大 〇平成26年度及び平成27年度に、 企業等に対する書面調査を実施

〇平成26年度~平成28年度に悉皆的な書面調査を実施

悉皆的な書面調査を実施 51小熊子, 〇平成29年度も,

転嫁カルテル・表示カルテルの届出

O 転嫁・表示カルテルの届出状況を毎月公表

 	328件	
表示カルテル	140件	,
転嫁カルテル	188件	

(平成29年5月末時点)

(周知活動 違反行為の未然防止のための取組

1. 説明会の実施

- 162回 〇公取委主催説明会の開催(平成29年5月末時点
- ※申込み方法など、詳細は公取委ホームページを御覧ください。
- つ商工会議所等や事業者団体主催の説明会等に職員を講師として派遣 (平成29年5月末時点 543回)

2. 広報物の作成・配布

- 〇リーフフット、パソフレット及びポスターの配布
- 〇消費税転嫁対策特別措置法の失効期限の延長に伴うパンフレットの 改訂・配布(平成27年5月,平成28年10月)
- 〇事例パンフレットの作成・配布 (平成27年3月)
- ○消費税率の引上げ直前期における集中的な広報を実施
- 平成26年3月:新聞, ラジオ, インターネット及び鉄道車内
 - 中成26年6月及び7月:新聞,雑誌及びインターネット 平成28年2月,11月:新聞及びインターネット ○消費税率の引上げ後における集中的な広報を実施

3. FAQの作成

○「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の回答を公 正取引委員会HPに掲載 (平成25年11月から随時更新)

4. 要請文書の発出

- 〇事業者(約20万社)に対する消費税転嫁対策特別措置法の遵守 要請(平成25年11月15日)
- 〇事業者団体(575団体)に対する消費税転嫁対策特別措置法の 遵守要請(平成26年1月17日)



事業番号

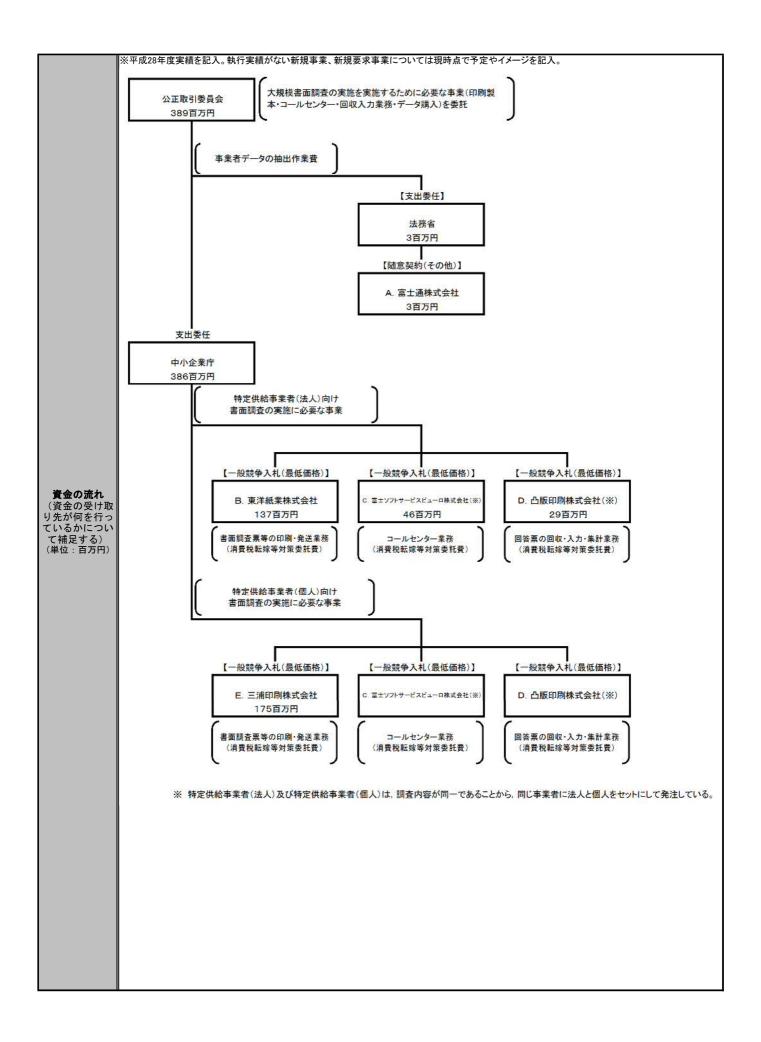
0007

				平成29年度	[行政	事業レ	ビュ	ーシート	(引委員会)
事業名	消費税	の円滑かつ適コ	Eな転嫁の	確保に係る大規模書面	i調査	担当部	邓局庁	経済取引局耳	反引部		作用	戊責任者
事業開始年度	平月	戊26年度	事業 (予定	終了) 年度 平成3	2年度	担当	課室	取引企画課			池田 卓郎	
会計区分	一般名	 会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	の転り		行為の是	嫁の確保のための 正等に関する特別 5条		関係する通知	5計画、 日等					
主要政策・施策	-						経費	その他の事				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	ことが	期待できない。 (者)から消費	そのため	について, 立場の弱(, 中小企業庁と合同 ⁻ 巨否等の法律上問題	で書面調査	査を実施す	ることに	よって、商品や行	少務(サービス	()を供給してし	\る事業者が.	取引先事業者(買
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	大規模な書面調査を実施するため、下記内容の事業を実施する。 ①往信用封筒、返信用封筒、調査票、回答用紙・法令の概要について所要の枚数を印刷し、対象事業者約619万者に対して送付する。 ②回答者からの質問については、コールセンターにて受け付ける。 ③回収された回答用紙は、回答内容の入力を行い、違反の疑いのある事業者を抽出し、調査につなげる。 ④回答により転嫁拒否等の違反行為が疑われるものについては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行う。											
実施方法	委託•	請負										
				26年度		27年度		28年度		29年度	30)年度要求
		当初予		1,222		793		806		624		
		補正予		-		_		▲ 135		_		
	予算の状	前年度から		-				_		-		
予算額・	況	翌年度へ		_		_		-		-		
執行額 (単位:百万円)		予備費	" 等	-		-						
		計		1,222		793		671		624		0
		執行額		501	568			389				
		執行率(%)	41% 729		72%	72% 58%					
		予算+補正予算 執行額の割合		41%	72%			58%				
	<u> </u>	歳出予算目		29年度当初予算 30年度要求						主な増減理	曲	
平成29-30年度 予算内訳 (単位:百万円)	消費	税転嫁等対策	竞委託費	624								
(年位:日万门)												
		計		624		0						
		定量的な成果		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標最終年度 32 年度
成果目標及び	查対象	□調査の実施 象とされた案件	牛につい			成果実績	%	85.3	91.9	91	-	-
成果実績 (アウトカム)		業実施期間中 する。なお、平		書面調査の回答をた調査対象案件に		目標値	%	80	80	80	_	100
	処理する。なお、平成28年 度においては調査対象とさ れた案件のうち、8割以上 処理する。				達成度	%	100	100	100	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	書面記	調査の回答を	端緒として	た調査対象案件数別	及び事件	処理件数						
活動指標及び			活動	指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
活動実績	_					活動実績	万件	695	642	615	-	-
(アウトプット) 	書面記	凋査発送数				当初見込み	万件	439	643	625	619	-
							-511	100]	l l

				算出根	処		単位	26年度	27年度	28年度	29年月	度活動見込
位当		J				単位当たりコスト	円	72	88	63		101
コス	.		大規模書面	調査に係る経費	/書面調査票発送 数		円 /件	501,324,40 5 /6,950,999		389,491,10 5/6,152,00 6	624,368,0	000/6,194,250
	j	政策	消費税の円滑が	かつ適正な転嫁	の確保 4							
	į	施策	消費税の円滑が	かつ適正な転嫁	の確保 4-1							
				定量的指	標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標年度	目標年度 年度
			_			実績値						
政		測				目標値						
策評価	i	定指標	定性的	 为指標	目標		目標年度	5	施:	策の進捗状況	兄(目標)	
			-						施	策の進捗状況	兄(実績)	
					本事業	の成果と上位	立施策∙測	定指標との関	月 係			
					商品や役務(サービス)情報を積極的に収り							
	i	牧革 項目	分野:	-								
アクシ	経	。 第 _K		KPI (第一階)	鬙)		単位	計画開始時 年度	28年度	29年度	中間目標年度	目標最終年度 年度
ョタン・		_{ate} P∥				成果実績	Ī					
・ プ 語	財	T I				目標値	_					
ロ事グタ					4.9	達成度	_	101 0 B				
ラム					本	事業の成果と	以 年	・KPIとの関係				

		事業所管部局による点核	€・改善	
		項 目	評価	評価に関する説明
	事業の目的は国民や社会のニー	で、ズを的確に反映しているか。	0	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。
国費投入	地方自治体、民間等に委ねること	たができない事業なのか。	0	消費税転嫁対策特別措置法に基づき, 転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は, 国(公正取引委員会, 主務大臣等)が行うこととされている。
への必要性	政策目的の達成手段として必要が 事業か。	かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い	0	消費税転嫁対策特別措置法に基づき,転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は,国(公正取引委員会,主務大臣等)が行うこととされている。また,消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)において,書面調査の実施による違反被疑情報の収集,転嫁拒否等の行為に対する調査等を行い,転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行うことが強く求められている。
	競争性が確保されているなど支出	出先の選定は妥当か。	0	
	一般競争契約、指名競争 者応札又は一者応募となっ	契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一 かたものはないか。	無	書面調査実施に係る委託事業者の選定では、一般競争入 札を行い、広く調達先を確保するなど、競争性を確保したも のとしている。
	競争性のない随意契約とな	なったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当である	るか。	-	_
	単位当たりコスト等の水準は妥当	<i>'</i> ስ'。	0	すべての事業において、一般競争入札を行うことにより、競 争性の確保とコスト削減を図っている。
事業の効	資金の流れの中間段階での支出	は合理的なものとなっているか。	0	委託先事業者が再委託を行う際には、委託契約の締結の前に再委託の必要性や資金の流れについて確認を行い、また、支出額の確定検査を実施し、合理的な支出となっているか、厳正に確認している。
率 性	費目・使途が事業目的に即し真に	こ必要なものに限定されているか。	0	事業者からの実績報告を検査し、事業目的に即して必要なものに限定されているか確認している。
	不用率が大きい場合、その理由に	は妥当か。(理由を右に記載)	0	前年までの書面調査において効果の薄かった調査票未回答者に対する「調査協力依頼状」(督促状)の発送を取りやめたため。
	繰越額が大きい場合、その理由に	は妥当か。(理由を右に記載)	-	_
	その他コスト削減や効率化に向け	けた工夫は行われているか。	0	書面調査の発送に当たって、送付先の重複を排除し、先に実施した書面調査の結果を踏まえ、宛先不明分を発送先から除外するなど、効率的な執行を図っている。また、消費税率引上げの再延期を踏まえ、効率的な予算執行の観点から、買手事業者に対する書面調査を取り止めるなど事業内容の見直しを行った(28年度補正▲135百万円)。
	成果実績は成果目標に見合った	ものとなっているか。	0	成果目標(調査対象案件のうち,処理件数を8割以上とする)に対する成果実績の達成率は91.9%であり,成果目標に見合っている。
事業の	事業実施に当たって他の手段・方 的あるいは低コストで実施できて	7法等が考えられる場合、それと比較してより効果 いるか。	-	_
有効性	活動実績は見込みに見合ったもの	のであるか。	0	調査対象とされた全ての事業者に対して書面調査を実施しており,活動実績は見込みに見合っている。
	整備された施設や成果物は十分	に活用されているか。	0	事件処理件数のうち、勧告及び指導した事案では、転嫁拒 否等行為によって発生した被害額を回復させており、違反行 為に対する是正措置が採られている。
	関連する事業がある場合、他部月 割分担の具体的な内容を各事業	弱・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役 の右に記載)		
	所管府省名 事業番号	事業名		
関連事業	経済産業省 0166	消費稅転嫁状況監視·検査体制強化等事業		消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引委員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行い、書面調査の要する経費を折半し支出している。

点検	点検結果	消費税転嫁対策特別措置法 引き続き効率的な執行に努める		8については,厳正な執行に引き	続き取り組む必要	があり 執行に係る費用の支出に	こついて,
改善結果	改善の 方向性	大規模書面調査を実施するに 図り, 効率的な執行を図る。	当たって,発送先	の重複等による無駄が発生しない	いよう, 消費税転嫁	家対策業務を執行する各省庁と情	報共有を
				外部有識者の所見			
			行政事	業レビュー推進チームの所見			
	i		所見を踏まえた	- 改善点/概算要求における原			
				備考			
			関連する	過去のレビューシートの事業番	月		
平)	成22年度	_	平成23年度		平成24年度	-	
平月	成25年度	_	平成26年度	新26-1	平成27年度	7	
平	成28年度	7					



		A. 富士通株式会社			B. 東洋紙業株式会社	
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)
	消費税転嫁等	 書面調査発送先事業者のデータ抽出作業	3	消費税転嫁等	特定供給事業者(法人)向け書面調査票等 の印刷・発送業務	137
	対策委託費			対策委託費	[UF]	
	=1		2	<u>=</u> ⊥		107
	計		3	計		137
		『士ソフトサービスビューロ株式会		# 0	D. 凸版印刷株式会社	金額
	費 目 消費税転嫁等	使 途 特定供給事業者向け書面調査等に係る	金額(百万円)	費 目 消費税転嫁等	使 途 特定供給事業者向け書面調査等に係る回	(百万円)
	対策委託費	コールセンター業務	46	消費税転嫁等 対策委託費	答票の回収・入力業務	29
費目・使途						
(「資金の流れ」に おいてブロックご						
とに最大の金額 が支出されている						
者について記載						
する。費目と使途の双方で実情が						
分かるように記 載)						
	計		46	計		29
		E. 三浦印刷株式会社	I & 妬		F	全 短
	費目	使 途 特定供給事業者(個人)向け書面調査票等	金額(百万円)	費 目	使 途	金額(百万円)
	対策委託費	の印刷・発送業務	175			
	計		175	計		0
	費目・使途欄に	ついてさらに記載が必要な場合はチェック	クの上【別紙	2】に記載	チェック	

支出先上位10者リスト

A.

支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 富士通株式会社	1020001071491	書面調査発送先事業者の データ抽出作業	3	随意契約 (その他)			

В

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東洋紙業株式会社		特定供給事業者(法人)向 け書面調査票等の印刷・発 送業務	137	一般競争契約 (最低価格)	10	-	

С

	支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士ソフトサービス ビューロ株式会社		特定供給事業者向け書面 調査等に係るコールセン ター業務	46	一般競争契約 (最低価格)	3	-	

D

支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
凸版印刷株式会社		特定供給事業者向け書面 調査等に係る回答票の回 収・入力業務	29	一般競争契約 (最低価格)	6	l	

Ε

	支 出 先	法 人 番 号	業務概要	支 出 額(百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	ー者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三浦印刷株式会社		特定供給事業者(個人)向 け書面調査票等の印刷・発 送業務	175	一般競争契約 (最低価格)	5	-	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1									

平成29年度特定供給事業者向け書面調査について

取引部 消費税転嫁対策調查室

1 書面調査の目的

消費税率10パーセントへの引上げが平成31年10月まで延期されたことを踏まえ、 平成29年度も引き続き、平成26年4月の消費税率引上げに係る消費税の転嫁拒否等 の行為の有無を特定供給事業者から把握(探知)することに努める。

特定事業者向け書面調査については、消費税率引上げ延期を受け、予算要求を取り下げていることから、平成29年度においては実施しないものとする。

2 調査票等の発送時期、発送数等

- (1) 調査票
 - ア 供給事業者向け調査(法人)発送予定者数:約279万名 5月,7月,9月及び12月に調査票を発送する。
 - イ 供給事業者向け調査(個人)発送予定者数:約340万名 平成29年10月から11月に計4回調査票発送する。
- (2) 発信者名

前年度同様、公正取引委員会及び中小企業庁長官の連名とする

(3) 未提出者に対する調査協力依頼状(督促状)

特定供給事業者向け調査については、調査協力依頼状の発送だけで約1億1 千万円程度の経費がかかるものの、回収率が向上しなかったとの理由から、平成28年度は送付を取りやめており、平成29年度においても同様に送付を行わないものとする。

3 発注方法等

平成29年度も中小企業庁に支出委任し,外注業務全てを中小企業庁の担当としている。

支出委任を依頼する経費

- (会計) 一般会計(内閣府所管)
- (項) 公正取引委員会
- (事項) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費
- (小事項) 転嫁拒否等に関する調査関係経費
- (目) 消費税転嫁等対策委託費624,368千円のうち支出委任を依頼する額621,179千円

4 調査票の作成方針

平成28年度の調査票において、コールセンターに分かりにくい等の苦情が寄せられることがほとんどなかったことから、平成29年度においても、若干の記載の明確化を図る以外は基本的に前年度の調査票の踏襲する内容としている。

別添資料

別添1・・・送り状

· 別添 2 · · · 協力依頼等

· 別添 3 · · · 調査票

・別添4・・・調査票(記入例)

・別添5・・・リーフレット

・別添6・・・発送用封筒

・別添7・・・返信用封筒

以上

公 取 取 第 2 0 2 号 20170323 中 庁 第 3 号 平 成 2 9 年 5 月

代表者殿

公正取引委員会

中小企業庁長官

消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成29年度)

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス(役務)を供給している事業者(以下「供給事業者」といいます。)が、供給先の法人事業者(以下「取引先法人事業者」といいます。)から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

<u>貴社が供給事業者</u>(取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者)である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします(消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。)。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公 正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁の みが適切に使用しますので、安心してありのままの事実を回答してください(回答は任意です。)。

記

- 1 提 出 物 **回答用紙**(貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。)
 - (注) <u>問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はあり</u>ません。
- 2 提 出 方 法 同封の返信用封筒に封入の上,郵送にて提出してください(切手不要)。
- 3 提 出 期 限 平成29年6月8日(木) (提出期限を過ぎても提出いただけますが,返信用封筒 の差出有効期限〔使用期限:平成30年3月31日〕に御注意ください。)

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」に お問い合わせください(平成29年5月9日から平成30年3月31日まで設置しています。)。

「協力依頼」

〒100-8978 漢字住所1

漢字住所 2

漢字住所3

企業名 1 企業名 2

御中

貴社の企業番号: ●●●●●●●

カスタマーバーコード印字位置 管理コード印字位置

←回答用紙に記載いただく企業番号です。

中小企業庁 事業環境部 消費税転嫁対策室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

公正取引委員会中 小 企 業 庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成29年度)への御協力のお願いについて

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス(役務)を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお, 御不明な点等がありましたら, 公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先(平成29年<u>5月9日</u>から平成30年<u>3月30日</u>まで)

照会専用ナビダイヤル:0570-050-510

(「照会センター」受付時間:平日9時~18時 ※年末年始を除く。)

<お詫び>

- 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合,通話料金は,全国どこからでも,3分間 8.5円(税込 9.18円)のご負担となります。
 - なお,携帯電話及びPHSからは20秒10円(税込10.8円)となります。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。 回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくだ さいますよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ/消費税転嫁等拒否に関する調査 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成29年度) 回 答 用 紙



公正取引委員会・中小企業庁

貴社の回答内容については、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用しますので、安心して回答してください(回答は任意)。

一般消費者との取引のみを行う方は,回答の必要はございません。事業を廃止している方は, 「貴社の企業番号」を必ずご記入の上,F欄に「廃業」と明記し返送ください。

※ 記入例 もご覧ください。また、記入に当たり消せるボールペンは使用しないでください。

回答用紙記入日	平成	年	月	日

A 回答内容の確認に御協力いただける場合は,次欄に必要事項を記入してください(可能な 範囲で記入してください。)。

	フリガナ				
±	回答された方の氏名				(企業名は記入不要)
貴	電話番号(携帯可)	_	_		
社	貴社の企業番号	J又はKから始まる8桁の記号番号			
	右肩に「協力依頼」と記載				(記入後→「B」へ)
	の文書に印字しています。				

- B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】
 - **1** はい(いる) (→「C」へ)
 - **2** いいえ(いない) (→調査の対象外となりますので返信の必要はありません。)
- C 貴社が,法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)へ販売・提供する商品・サービスの 現在の価格は,どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	「税込み(内税)」で決められているものがある (→「D」へ)					
	「税込み(内税)」の価格の例 108円(<u>税込</u>)					
2	全て「税抜き(外税)」で決められている (→「E」へ)					
	「税抜き(外税)」の価格の例 100円(<u>本体価格</u>)+8円(<u>消費税</u>)					

D 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。 その「税込み(内税)」で決められている 価格は、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、どのような変化があり ましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】(記入後→「ELへ)

1	価格を据え置かれたものがある
	据え置かれた価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 105円 (税込)
2	価格を下げられたものがある
	下げられた価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 100円 (税込)
3	消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある
	一部が上がった価格の例 平成26年3月以前 105円 (<u>税込</u>) ⇒平成26年4月以後 106円 (<u>税込</u>)
4	全て消費税率引上げ分,上がっている
	上がった価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 108円 (税込)

- E 消費税率が8%になった後(平成26年4月以後)の取引に関して、貴社は、法人事業者 (商品・サービスの販売・提供先)からいずれかの行為を受けたことがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】 (1~4に該当する場合は、記入後→「F」へ)
 - **1** 代金の支払い時に,消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ① 「減額」】をご参照ください。)
 - **2** <u>価格の交渉の時に</u>,消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ②「買いたたき」】をご参照ください。)
 - 3 取引先から、消費税引き上げ分を上乗せする代わりに、商品を購入するよう又はサービス利用するよう求められた。

(同封の記入例やパンフレット【POINT③ 「商品購入,役務利用,利益提供の要請」】をご参照ください。

4 本体価格での交渉に応じてもらえなかった。

(同封の記入例やパンフレット【POINT ④ 「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。)

- 5 「1」~「4」に該当する行為は受けたことがない。(設問は以上です。)
- F 「E」で「1」~「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。 貴社が,「E」で回答いただいた行為を法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)から 受けた時期・具体的内容を記入してください。(記入後→「G」へ)

行為を受けた時期 平成 年 月頃

(法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)が行った行為の具体的内容を記入してください。)

- ※ 記述に代えて(又は記述に加えて),依頼文書やメール,交渉の状況等を記載したメ モ等のコピー(関係文書)を添付することもできます。

		フリガナ				
	問	名称				
法人	題のあ	主な事業	(一例:小売第	美,卸売業,製造業	,建設業,運輸	輸業など)
事	0		都道府県		市区町村	
業	た	本社所在地	番地等			
者	取		電話番号	_		_
	引先	貴社との取引窓口	事業所名等			
		貴社との取引内容				

※ 記述に代えて(又は記述に加えて),ホームページを印刷したもの等(名称・所在地が分かるもの)を添付することもできます。

設問は以上です。 御協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は,同封の返信用封筒に封入の上,郵送にて提出してください(切手は不要です)。

記入例(表面)

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成29年度) 回答用紙



公正取引委員会・中小企業庁

貴社の回答内容については、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用しますので、安心して回答してください(回答は任意)。

一般消費者との取引のみを行う方は、回答の必要はございません。 「貴社の企業番号」を必ずご記入の上、F欄に「廃業」と明記し返送ください。

※ 記入例 もご覧ください。また、記入に当たり消せるボールペンは使用しないで下さい。

1. 一般消費者への商品の販売や サービスの提供は,消費税転嫁対策 特別措置法の対象外となっておりま すので,該当の場合は返信の必要は ございません。

回答用紙記入日 平成 2.8 年 月 日冬

A 回答内容の確認に御協力いただける場合は,次欄に必要事項を記入してください(可能な 範囲で記入してください。)。

 フリガナ
 コウトリ タロウ

 回答された方の氏名
 公取 太郎

 電話番号(携帯可)
 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

 貴社の企業番号
 J又はKから始まる8桁の記号番号

 右肩に「協力依頼」と記載の 文書に印字しています。
 (記入後→「B」へ)

B 貴社の取引先に,法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい (いる) (→「C」へ)

2 いいえ(いない) (→調査の対象外となりますので返信の必要はありません。)

C 貴社が,法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)へ販売・提供する商品・サービスの 現在の価格は,どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 「税込み(内税)」で決められているものがある (→「D」へ)
 「税込み(内税)」の価格の例 108円 (税込)
 2 全て「税抜き (外税)」で決められている (→ 「E」へ)
 「税抜き (外税)」の価格の例 100円 (本体価格) +8円 (消費税)

D 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み(内税)」で決められている 価格は、 平成26年4月に消費批率が8%に引き上げられたごとに伴い、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んで下さい】 (記入後→「E」へ)

1 価格を据え着かれたものかある
 据え置かれた価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) 平成26年4月以後 105円 (税込)
 2 価格を下げられたものがある
 下げられた価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 100円 (税込)
 3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある
 一部が上がった価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 106円 (税込)
 4 金、消費税率引上け分 上が 3
 上がった価格の例 平成26年3月以前 105円 (税込) ⇒平成26年4月以後 108円 (税込)

2. 回答用紙に御記入いただいた日 を記入してください。

3. 封筒に「協力依頼」と右肩に書かれた文書が同封されておりますので、 そちらに記載されたJ又はKから始まる 番号を記入してください。

4. 平成26年4月の消費税率8%への引き上げ(5%から8%)に伴い、「税込み(内税)」で決められた価格がどのような変化をしたのか、それぞれの例を御確認いただき、回答をお願いします。

6. 「消費税率引上げ分,上がっている」場合には,例のほかにも,「税込み(内税)」から「税抜き(外税)」に変わり,消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も該当します。 具体的には,以下のような場合です。

平成26年3月以前 **105円(税込)**

⇒平成26年4月以後 **100円(<u>本</u>体価格)+8円(<u>消費税</u>)**

5. 「据え置かれた」とは「税込み(内税)」で決められた価格が消費税率引き上げ前後で価格が変わっていない場合のことを指します。

記入例 (裏面)

- E 消費税率が8%になった後(平成26年4月以後)の取引に関して、貴社は、法人事業者 (商品・サービスの販売・提供先)からいずれかの行為を受けたことがありますか。
 【該当する番号の全てを○で囲んで下さい】(1~4に該当する場合は、記入後→「F」へ)
 - 1 代金の支払い時に, 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (同封の記入例やパンフレット【POINT ① 「滅額」】をご参照ください。)
 - **2** 価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 (同封の記入例やパンフレット【POINT②「買いたたき」】をご参照ください。)
 - **3** 取引先から,消費税引き上げ分を上乗せする代わりに,商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められた。

(同封の記入例やパンフレット【POINT③「商品購入,役務利用,利益提供の要請」】をご参照ください。)

4 本体価格での交渉に応じてもらえなかった。

(同封の記入例やパンフレット【POINT ④ 「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。)

- **5** 「**1**」~「**4**」に該当する行為は受けたことがない。 (設問は以上です。)
- F 「E」で「1」~「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。 貴社が,「E」で回答いただいた行為を法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)から 受けた時期・具体的内容を記入してください。(記入後→「G」へ)

行為を受けた時期

平成 2 〇

年

月頃

(正人事業者(商品・サービスの販売・提供先)が行った行為の具体的内容を記入して、ださい。

- (例) \bigcirc ○株式会社の \triangle △部長から、消費税率引き上げ分については、支払わないで据置きにすると言われた。
- (例) ○○株式会社に税抜き価格による価格交渉を求めたが, 応じてもらえなかった。
- ※ 記述に代えて(又は記述に加えて),依頼文書やメール,交渉の状況等を記載したメ モ等のコピー(関係文書)を添付することもできます。
- G 「り」で「1」〜「3」、「E」で「1」〜「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引をしている法人事業者(商品・サービスの販売・提供先)の情報等を,可能な範囲でなるへく詳細に記入してください(複数記入可)。

		ブリガチ					
ı	問	名称	○○株式会				
ħ	題		(一例:小売業	,卸売業,製造業,	建設業,運輸業	美など)	
	法の 主な事業 人 あ		小売業				
事	ט		都道府県		市区町村		
	E	本社所在地	番地等				
	取引		電話番号	_		_	
5	先	貴社との取引窓口	事業所名等	本社営業部 △△部長			
		責社との取引内容	生鮮食料品の納入				

※ 記述に代えて(又は記述に加えて),ホームページを印刷したもの等(名称・所在地が分かるもの)を添付することもできます。

設問は以上です。 御協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は,同封の返信用封筒に封入の上,郵送にて提出してください(切手は不要です)。

- 7. 例えば、平成26年4月以後に納めた商品について、既に取り決めていた対価の一部を、合理的な理由なく減じて支払われた。
- 8. 例えば, 平成26年3月以前から役務を提供している取引先との契約単価が、平成26年4月以降も消費税分を引き上げる事なく据え置かれている。

- 9. 設問Eで回答いただいた行為について可能な範囲で具体的に記載ください。同封のパンフレット(カラー刷り)の2~3頁も参考にしてください。また、関連する資料を同封することもできます。
- 10. 設問D~Fで回答いただいた 行為をした法人事業者(商品・サー ビスの販売・提供先)ついて記入して ください。各欄とも,お分かりになる範 囲で構いません。

また、関連する資料を同封することもできます。

11. 同じ名称の事業者が多数存在しています。契約書や支払通知書等にあります名称・住所などを詳細に記入いただけると、こちらが調査を行う際に特定しやすくなります。



転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています(平成25年10月1日から平成33年3月31日までの措置)。

今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

▶消費税の転嫁拒否等の行為の規制対象

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務(サービス)の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係

規制対象 特定事業者(買手)

特定供給事業者(売手)

大規模小売事業者(※1)



大規模小売事業者に継続して 商品又は役務(サービス)を 供給する事業者(※3)

右の①から③の事業者から継続して商品又は役務(サービス)の供給を受ける法人である事業者(大規模小売事業者を除く。)(※2)



左の特定事業者に継続して商品又は役務 (サービス)を供給する①から③の事業者

- 1個人事業者
- (%)
- 2 人格のない社団等
- ③ 資本金等の額が3億円以下で ある事業者
- (※1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。
- (※2) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当し規制対象となります。
- (※3) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当します。

▶消費税の転嫁拒否等の禁止行為

●減額、②買いたたき、③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、●報復行為



特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払 うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リ ベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を 対価から一方的に切り捨てて支払う方法

【以下のような場合には、減額とはなりません】 〈具体例〉

▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業 者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲 内で対価の額を減じる場合



POINT 2 買いたたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額 を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上 げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い 対価を定める場合
- ▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによ る特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がな いにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税 率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額より も低い対価を定める場合
- ▶商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え 置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによる コスト削減効果を反映した額よりも低い場合
- ▶消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由が ないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を 定める場合



●注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している 商品又は役務(サービス)の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買いたたきとはなりません】

▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間 の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合



特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務(サービス)を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - ●取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設 の利用等を要請する場合
 - ●協賛金を要請する場合
 - ●取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ▶取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ▶自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合



POINT 4 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給 事業者から本体価格(※)での交渉の申出を受け た場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※)消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



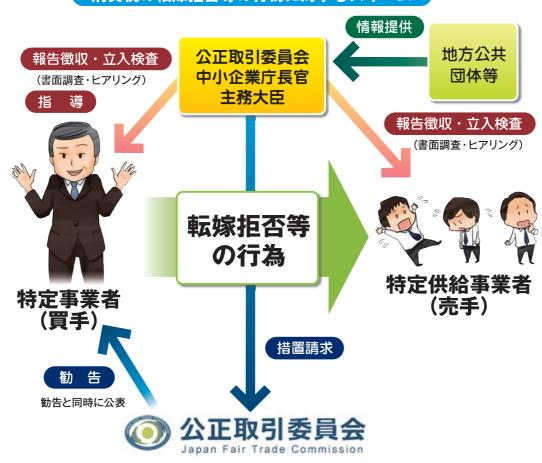
POINT **6** 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- ●公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- ●公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- ●事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。 なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- ●公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。
- (注)建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、 公正取引委員会に対する措置請求を行います。
- (注)消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、 公正取引委員会において、厳正に対処します。

消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム



 $\mp 100 - 8978$

漢字住所1

漢字住所 2

漢字住所3

企業名1

企業名 2

御中

貴社の企業番号:●●●●●●●

カスタマーバーコード印字位置 管理コード印字位置

この郵便物(調査票)は、貴社等が取引先法人事業者から、消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないか(被害を被っていないか)の実態を把握するために、随時発送しているものです(回答は任意です。)。

● この調査に関して、官公庁の職員が、年齢や所得などの 個人情報を伺うことは一切ありません。ご注意ください。 料金別納郵便

お問い合わせ先

(平成29年<u>5月9日</u>から平成30年<u>3月30日</u>まで)

公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」

照会専用ナビダイヤル: 0570-050-510

受付時間:平日9時~18時(年末年始を除く)

<お詫び> 携帯その他電話会社の通話料割引サービスは適用されず、発信される方のお住まいの地域や、契約回線に応じた通話料金がかかります。また、IP電話等一部ナビダイヤルで着信できない電話回線があります。回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくださいますよう、お願いいたします。

(差出人)

 中企庁

 マーク

中小企業庁

事業環境部 消費税転嫁対策室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 料金受取人払郵便

1008871

銀座局承認

3210

差出有効期間 平成30年3月 31日まで

行

東京都千代田区霞が関

29供給 回答用紙在 中

իլիիսիսկիկիկիրորդերերերերերերերերերերերեր



お問い合わせ先 公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」

> 電話番号 0570-050-510 受付時間 土日祝日を除く 9:00~18:00